

# 令和元年度

## 糸島市

### 一般（指名）競争入札参加資格審査申請要領

#### （建設工事・測量等・物品役務）

#### 受付期間

令和元年 6月 1日（土）から

令和元年 6月30日（日）まで

（郵送物は令和元年6月30日（日）消印有効）

#### 注 意

複数の業種（建設工事 測量等 物品役務）を申請される場合は、それぞれ申請が必要です。



糸 島 市

～ 目 次 ～

一般（指名）競争入札参加資格審査申請の完了までの流れ	1 p
1 競争入札参加者に必要な資格	3 p
2 申請区分業種	6 p
3 申請に必要な書類	29 p
4 インターネット申請の入力内容	50 p
5 申請に必要な書類の提出について	55 p
6 補正手続きについて	58 p
7 競争入札参加資格の認定及び公表	60 p
8 競争入札参加資格の有効期間	61 p
9 よくある質問（FAQ）	62 p
10 資料編	71 p
11 問合せ先	83 p

その他申請に必要な書類は、糸島市ホームページ上でダウンロードできますので、サイト上の注意事項をよく読んで確認してください。

一般（指名）競争入札参加資格審査申請の完了までの流れ  
（手続き方法）

入札参加資格を確認してください。           P 3          

希望する申請区分業種は、下記のページまたは別紙「申請区分業種分類表（建設工事）（測量等）（物品役務）」で確認してください。           P 1 6 ~ 2 8          

申請後の希望業種の変更はできません。

申請に必要な書類を確認してください。

証明書等事前に準備できる書類は、インターネット電子申請前までに準備してください。           P 2 9          

各種申請書の有効期限は申請日の3ヶ月前までです。

インターネット申請までに変更の予定がある方は、変更後の内容で準備してください。間に合わない場合は、事前にお知らせください。

次の期間内にインターネット申請を行ってください。

          P 5 0          

インターネット申請受付期間

令和元年6月1日（土）～令和元年6月30日（日）

URLについては、「糸島公式市ホームページ」「企業・事業者」

「入札・契約情報」「指名登録」「指名登録申請」ページの関連リンク内にある電子申請（各種別）をクリックしてください。ただし、予告なくホームページの改修等によりアドレスが変わることがあります。

入力時間は60分間です。一時保存はできますが、添付ファイルの保存ができませんので、ご注意をお願いします。

【入力時間】 0 : 0 0 ~ 2 4 : 0 0 (土日祝日入力可能)

ただし、受付最終日は予告なく終了時間が変わることがあります。

【問合せ時間】 8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0

1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5 (土日祝日は除きます。)

入力完了後に「申請内容確認画面」を印刷してください。  P 3 3

ふくおか電子申請サービスで申込完了後に表示される「到達番号」及び「受付番号」の判る印刷物を郵送してください。

インターネット申請後3日以内に申請に必要な書類を糸島市管財契約課まで郵送してください。  P 5 5

最終発送期限は令和元年6月30日(日)(消印有効)です。

郵便以外(宅配便等)の発送は、令和元年6月28日(金)(必着)です。

提出は郵送又は宅配便をお願いします。

書類到着後、申請内容と書類を確認し、受理できない場合は、「補正指示」又は「申請を差し戻す」のメールを送ります。「補正指示」又は「申請を差し戻す」のメールが届いたら、速やかに内容を確認し、必要な措置を講じてください。

なお、インターネット申請による訂正は、令和元年6月30日(日)までに処理を完了させてください。  P 5 8

上記の手続きが終わりましたら、手続きは完了です。

申請が受理されると、「受付完了メール」を送ります。

また、審査完了後(8月下旬予定)、「審査結果通知書」を送付いたします。  P 6 0

## 1 競争入札参加者に必要な資格

### (1) 競争入札参加資格の審査について

本要領に基づく競争入札参加資格審査申請において、申請書類等について虚偽の記入をした者、重要事項について意図的に記入しなかった者、不正な手段を用いて競争入札参加資格の認定を受けたと認められる者又は経営状況が著しく不健全であることが審査の過程等で判明した場合は、不認定又は認定の取消を行うことがあります。

また、本市の競争入札参加資格審査申請を行う者については、申請時点でこのことを承諾したものとみなし、審査を行うこととします。

### (2) 競争入札に参加するために必要な資格

糸島市では下記の要件のいずれにも該当しないことが、入札参加資格の必須要件としています。

- a. 地方自治法施行令第167条の4に該当する者。
- b. 糸島市指名停止等措置規程別表第3に該当する者。
- c. 糸島市税を滞納している者。
- d. 消費税及び地方消費税を滞納している者。
- e. 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- f. 営業に関し法律上必要とする資格を有していない者。

【参考資料】地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（ 1 ）
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 1 能力を有しない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者及び未成年で営業の許可を受けていない者をいう。

【参考資料】系島市指名停止等措置規程（抜粋）

別表第3 暴力的組織等に対する措置基準

<p>1 次のア又はイに該当するものとして県警察本部から通知があり、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。  ア 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)である建設業者等  イ 代表役員等又は一般役員等(役員として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下「役員等」という。)が、暴力的組織を構成し、又は構成するとみなされる者(以下「構成員等」という。)となっている建設業者等</p> <p>2 次のアからカまでのいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。  ア 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用している建設業者等  イ 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した建設業者等  ウ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用した建設業者等  エ 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した建設業者等  オ 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用し、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した建設業者等  カ 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している建設業者等  役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している建設業者等</p> <p>3 前号に規定する場合において、役員等又は使用人が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止に関する法律、刑法、暴力行為等処罰ニ関スル法律若しくは福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)の規定による罰金刑を宣告されたとき(同号アからカまでのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。)</p> <p>4 建設業者等が、市発注工事等の請負契約に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受け、若しくは不当介入による被害を受けたにもかかわらず市に報告せず、又は所轄の警察署に届け出なかったとして県警察本部から通知があり、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 36月</p> <p>アからオまでについては当該認定をした日から24月、カについては当該認定をした日から18月</p> <p>当該認定をした日から 36月</p> <p>当該認定をした日から 36月</p>
---	---

## 2 申請区分業種

申請区分業種は、16号から28号又は別紙「希望業種区分表」のとおりです。同表を参照し、希望する申請区分業種を申請してください。なお、建設工事については糸島市内の営業所とそれ以外では希望できる営業種目数が異なります。

また、同表に記載のない業種は、同表中の「その他」または類似した業務を希望してください。

登録事業所	建設工事	測量等	物品・役務
糸島市内の営業所で申請者	営業種目は、第1希望から第3希望まで申請が可 (一つの営業種目につき三つの専門分野までの登録が可) 第2～3希望は参考とする。	営業種目は、第1希望から第2希望まで申請が可 (一つの営業種目につき三つの専門分野までの登録が可) 第2希望は参考とする。	営業種目は、第1希望から第2希望まで申請が可 (一つの営業種目につき三つの専門分野までの登録が可) 第2希望は参考とする。
それ以外	営業種目は、第1希望から第2希望まで申請が可 (一つの営業種目につき三つの専門分野までの登録が可) 第2希望は参考とする。	営業種目は、第1希望から第2希望まで申請が可 (一つの営業種目につき三つの専門分野までの登録が可) 第2希望は参考とする。	営業種目は、第1希望から第2希望まで申請が可 (一つの営業種目につき三つの専門分野までの登録が可) 第2希望は参考とする。

下記の申請区分業種を希望する方で、官公庁への届出・許可・免許等を必要とする業種があります。該当する業種を希望する方は、届出、許可等の写しを必ず提出していただきますので、事前の準備をお願いします。

### (建設工事)

建設業の許可通知書の写し

直近の経営事項審査結果通知書の写し

浄化槽法による届出書の写し(管工事に係る該当者のみ)



( 測量等 )

申請区分	必要な資格・届出・許可等
測量（登記手続き以外）	測量法に基づき測量業者の登録を行っている者。
測量（登記手続き）	土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士登録を行っている者または司法書士法に基づく司法書士登録を行っている者。
土木設計	国土交通省に建設コンサルタント業の届出を行っている者。
建築設計 （建築設計監理、建築設備設計、構造設計、耐力度調査・診断）	建築士法第 2 3 条に基づく建築士事務所の登録を受けた者。
建築物点検	1 級建築士、2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特殊建築物等調査資格者のいずれかを配置できる者。
建築設備点検	1 級建築士、2 級建築士、建築基準適合判定資格者、建築設備検査資格者のいずれかを配置できる者。
地質調査	国土交通省に地質調査業の届出を行っている者。
補償（不動産鑑定以外）	国土交通省に補償コンサルタント業の届出を行っている者。
補償（不動産鑑定）	不動産の鑑定評価に関する法律第 2 2 条に基づき不動産鑑定業者の登録をおこなった者で不動産鑑定士が配置できる者。 ただし、建築物に関する調査若しくは鑑定のみの場合には建築士法に基づく建築士事務所の登録でも可。
諸調査（計量証明）	各都道府県において計量証明事業者登録（質量・堆積・熱量・水・土壌・大気・音圧レベル・振動加速度レベル・特定濃度等）を行った者。（一般・環境・特定に応じた登録が必要）

( 測量等 )

申請区分	必要な資格・届出・許可等
諸調査（計量証明以外）	該当なし。ただし、カメラ調査においては、日本下水道管路管理業協会が指定する専門技術者を配置できる者、漏水調査においては、漏水調査技術資格試験、漏水調査士等の配置できる者、電気通信設備設計調査においては、相応する技術者が配置できる者が望ましい。

希望業種が上記項目に該当する場合は、その許可証明書またはその写しを添付すること。

(物品・役務)

申請区分	必要な資格・届出・許可等
事務・教育用品	該当なし。
電気機械器具	該当なし。
機械器具	該当なし。
医療・理化学・計測機械器具・薬品	希望する専門分野において、相応する医療機器製造販売業許可を受けた者、高度管理医療機器等販売業許可を受けた者、管理医療機器販売届を行った者、薬局解説許可を受けた者、医薬品販売業許可を受けた者、麻薬卸売業者の免許を受けた者、高圧ガス販売事業届を行った者、毒物劇物販売業登録を行った者、特定計量器販売(修理)事業届出書または計量器販売(修理)事業登録証を受けた者。
繊維製品	該当なし。
車両	指定自動車整備事業指定を受けた者又は自動車分解整備事業認証を受けた者。ただし、自動車用品のみ希望する者は該当なし。
インテリア用品	該当なし。
資材	該当なし。
農林漁業用品	毒物劇物販売業登録を行った者、農薬販売届を行った者。
燃料	石油販売業開始届、揮発油販売業者登録を行った者、液化石油ガス販売事業登録を行った者、高圧ガス販売事業届を行った者。
印刷	該当なし。 (印刷技能士が配置できることが望ましい。)
日用雑貨	該当なし。
食料品	該当なし。
クリーニング	該当なし。
看板	該当なし。ただし、屋外看板または標識製作設置を希望する者は、福岡県屋外広告物条例に基づく登録及び1級建築士、2級建築士、屋外広告士のいずれかを配置できる者。
その他	該当なし。 ただし、希望する専門分野において、必要とする資格等がある場合は、それに相応する者。

(物品・役務)

申請区分	必要な資格・届出・許可等
建物サービス (ビル総合管理、建物清掃、高架水槽清掃、排水管清掃、建築物空気環境測定)	建築物清掃業の登録を受けた者、建築物空気環境測定業の登録を受けた者、建築物空気調和ダクト清掃業の登録を受けた者、建築物飲料水水質検査業の登録を受けた者、建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けた者、建築物排水管清掃業の登録を受けた者、建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けた者、建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた者、厚生労働省登録簡易専用水道検査機関の認定を受けた者が望ましい。
建物サービス (浄化槽保守)	浄化槽管理士を配置できる者かつ糸島市内での収集許可(事業系一般廃棄物)を受けた者。
建物サービス (ボイラー保守)	ボイラー技士またはボイラー整備士を配置できる者が望ましい。
建物サービス (空調機保守)	建設業許可(管工事)を受けた者または冷凍機械責任者、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、冷媒フロン類取扱技術者、高圧ガス製造保安責任者等を配置できる者が望ましい。
建物サービス (電気工作物保守)	電気主任技術者または電気工事士を配置できる者。
建物サービス (消防設備保守)	消防設備士または消防設備点検資格者を配置できる者。
建物サービス (エレベータ保守)	昇降機検査資格者または1級建築士、2級建築士を配置できる者。
建物サービス (通信設備保守)	総合無線・海上無線・航空無線通信士、陸上無線・海上特殊無線・航空特殊無線・陸上特殊無線技術士、電気通信主任技術者、電気通信設備工事担任者を配置できる者が望ましい。
建物サービス (自動扉保守)	自動ドア施工技能士を配置できる者が望ましい。
施設管理	下水処理施設維持管理業者登録を受けた者、プール衛生管理者講習受講者、水道施設管理技士を配置できる者が望ましい。

希望業種が上記項目に該当する場合は、その許可証明書またはその写しを添付すること。

(物品・役務)

申請区分	必要な資格・届出・許可等
警備 (常駐警備・巡回警備)	警備業法に基づき、本社が所在する都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていること。また、支店等の代理人として登録する場合で本社が福岡県外にある場合は、同法に基づき、福岡県公安委員会に営業所設置等について届出を行っている者。常駐警備認定証を交付された者。
警備 (機械警備)	警備業法に基づき、本社が所在する都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていること。また、支店等の代理人として登録する場合で本社が福岡県外にある場合は、同法に基づき、福岡県公安委員会に営業所設置等について届出を行っている者。 また、専門分野において機械警備業務を希望する者は、機械警備業務の届出を行った者で機械警備業務管理者が常駐している者。
消毒 (建物消毒)	建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けた者が望ましい。
消毒 (白蟻駆除)	事業者が登録施工業者会員証を有し、かつ、しるあり防除施工士を配置できる者が望ましい。
運送 (引越・移転、美術品運送)	一般貨物自動車運送事業許可を受けた者、貨物軽自動車運送事業届出を行った者。
運送 (バス等運行)	旅客事業者運送事業の免許または許可を受けた者。
映画・広告	該当なし。
写真・製図	該当なし。
情報処理 (電算処理業務、ソフトウェア開発、ネットワーク構築、情報セキュリティ構築、データ復旧・データ抹消)	「情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所」認定企業またはプライバシーマーク使用許諾を受けた者、情報セキュリティアドミニストレーター資格者またはシステムアドミニストレーター資格者を配置できる者が望ましい。
情報処理 (総合リース)	該当なし。

(物品・役務)

申請区分	必要な資格・届出・許可等
賃貸借 (事務用機器)	医療機器のリースを希望する者は、高度管理医療機器等賃貸業許可を受けた者。
賃貸借 (自動車)	国土交通省(運輸局)から自家用自動車有償貸渡許可を受けた者。
賃貸借 (測量・光学機器、マット・モップ類、建設機械、仮設トイレ、プレハブ・物置)	該当なし。
サービス (イベント(催事・展示等の企画設営等業務))	該当なし。ただし、イベント業務管理士の資格を有する者を配置できる者が望ましい。
サービス (トラベルサービス)	旅行業務取扱管理者を配置できる者。
サービス (人材派遣)	一般労働者派遣事業許可または特定労働者派遣事業届出を行った者。
サービス (外国語指導助手)	該当なし。ただし、労働局やJET要件を満たす者が望ましい。
サービス (給食調理業務)	調理師または栄養士(管理栄養士)、食品衛生責任者を配置できる者で、過去2年以内に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく処分を受けた者でないこと。また、営業許可や届出を行った者。
サービス (研修企画・運営)	該当なし。
サービス (健康指導・介護指導)	健康運動指導士または介護予防運動指導員を配置できる者が望ましい。
サービス (翻訳・通訳・速記等)	該当なし。ただし、通訳案内士、速記技能検定合格者、語学に堪能な者を配置できる者が望ましい。
サービス (健康診断)	医師、看護師、保健師等を配置できる者。

希望業種が上記項目に該当する場合は、その許可証明書またはその写しを添付すること。

(物品・役務)

申請区分	必要な資格・届出・許可等
サービス (メンタルヘルス診断・研修)	医師、臨床心理士、精神保健福祉士等を配置できる者が望ましい。
サービス (講師派遣)	該当なし。
調査	該当なし。 ただし、土木設計の類似業務は、建設コンサルタント業の届出を行った者、統計調査を希望する者は、統計調査士を配置できる者が望ましい。
その他 (レセプト点検)	医療事務認定試験の合格者を配置できる者が望ましい。
その他 (封入封緘作業)	該当なし。
その他 (会議録作成)	該当なし。 ただし、速記技能検定合格者を配置できる者が望ましい。
その他 (産業廃棄物収集運搬・処分)	産業廃棄物収集運搬業または産業廃棄物処分量の許可を受けた者。
その他 (文化財保存修理・修復・調査)	重要文化財建造物またはそれに準じる歴史的・伝統的建造物に対する伝統的な工法による工事設計の経験者でかつ高度な技術および見識を有する者
その他 (火葬残骨灰処理)	埋却場を有し、かつ埋却可能処理量を十分に要する者で、周辺環境に配慮し、墓地埋葬等に関する法律および関係自治体等の条例に適合した者
その他 (森林整備)	該当なし。
その他 (広報物等配布・搬送)	該当なし。 信書便運送を希望する者は、一般信書便事業者または特定信書便事業者の許可を受けた者。
その他 (地下燃料タンク法定検査等)	地下タンク等定期点検技術者講習受講者および危険物取扱者(乙種第4類・丙種)の合格者を配置できる者。

(物品・役務)

申請区分	必要な資格・届出・許可等
その他 (上下水道事業料金徴収等)	水道料金等の調定・収納・徴収に係る電算システムの開発および運用実績を有し、かつ、水道料金徴収(公共料金の徴収を含む。)に係る業務実績を有し、2年以上の実務経験を有する業務責任者を配置でき、かつ、給水装置工事主任技術者および排水設備工事責任技術者の資格を有する者を配置できる者。
その他 (草刈清掃業務)	該当なし。 ただし、造園に係る建設業許可を受けた者で、技術士(建設・環境・農業・森林部門)、造園施工管理技士または造園技能士を配置できる者が望ましい。
その他 (電力供給)	「電気事業法」第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者。
その他 (船舶修理)	「造船法」第6条による届出または「小型船造船業法」による登録を受けた者。
その他 (損害保険)	一般社団法人日本損害保険協会の定める損害保険代理店試験に合格した事業者。
その他 (緊急通報サービス)	該当なし。
その他 (ドローン調査)	該当なし。
その他 (遊具保守点検)	機械器具設置工事に係る建設業許可を受けた者で、技術士(機械部門)、公園施設製品安全管理士、公園施設点検管理士、公園施設点検技士、遊具施設診断士のいずれかを配置できる者が望ましい。

希望業種が上記項目に該当する場合は、その許可証明書またはその写しを添付すること。



(物品・役務)

申請区分	必要な資格・届出・許可等
その他 (水力・太陽光発電設備保守)	「電気事業法」に主任技術者を選任できる者。
その他 (路面清掃)	該当なし。
その他 (学力等調査)	該当なし。
その他 (情報機器買取)	古物商許可を有する者、産業廃棄物処分業許可を有する者、産業廃棄物収集運搬業許可を有する者、引取業者登録事業者、情報機器等のデータ消去を確実に履行できる者。

希望業種が上記項目に該当する場合は、その許可証明書またはその写しを添付すること。

申請区分業種分類表（建設工事）

営業種目	専門分野
土木一式工事（０１）	一般土木工事（０１） 橋梁上部工工事（０２） 下水道工事（０３） スポーツ施設工事（０５） 港湾工事（０６） 管路更生工事（０７） その他（００）
建築一式工事（０２）	ＳＲＣ、ＲＣ造建築工事（０１） 木造建築工事（０２） 鉄骨造建築工事（０３） プレハブ建築工事（０４） リースに伴う工事を含む。 その他（００）
舗装工事（０３）	アスファルト舗装工事（０１） スポーツ舗装工事（０２） その他（００）
電気工事（０４）	建築電気設備工事（０１） 電気計装設備工事（０２） 道路・防犯灯設備工事（０３） 蓄電池設備工事（０４） 舞台照明設備工事（０５） 受変電設備工事（高圧・特圧）（０６） その他（００）
電気通信工事（０５）	放送機械設備工事（０１） 電話設備工事（０２） 無線電気通信設備工事（０３） データ通信・情報制御設備工事（０４） ＴＶ共聴・電波障害防除設備工事（０５） 監視設備工事（０６） その他（００）

申請区分業種分類表（建設工事）

営業種目	専門分野
管工事（０６）	給排水衛生設備工事（０１） 給水管布設工事を含む。 空調設備工事（０２） 浄化槽設置工事（０４） 厨房設備工事（０５） ガス管工事（０６） その他（００）
水道施設工事（０７）	取水施設工事（０１） 浄水・配水施設工事（０２） 配水管布設工事を含む。 下水道処理設備工事（０３） その他（００）
造園工事（０８）	造園一式工事（０１） 植栽・地被工事（０２） その他（００）
とび・土工・コンクリート工事（０９）	交通安全施設工事（０１） 区画線は１６ 塗装工事 法面処理工事（０２） グラウト工事（０３） フェンス工事（０５） その他（００）
防水工事（１０）	アスファルト防水工事（０１） 塗膜・シート防水工事（０２） 注入防水工事（０３） モルタル防水工事（０４） その他工事（００）
鋼構造物工事（１１）	水門設備工事（０１） 橋梁設備工事（０２） 屋外広告工事（０３） 鋼鉄柵の製作設置工事（０４） 橋梁補修工事（鋼橋）（０５） その他（００）

申請区分業種分類表（建設工事）

営業種目	専門分野
機械器具設置工事 (12)	体育遊戯施設設置工事(01) プールろ過設備工事(02) ポンプ設備工事(03) 昇降機設備工事(04) 塵芥機器設置工事(05) 舞台装置設備工事(06) プラント設備工事(07) その他(00)
消防施設工事(13)	消火設備工事(01) 火災警報設備工事(02) 避難・救助設備工事(03) 非常警報設備工事(04) その他(00)
内装工事(14)	インテリア工事(01) 全般 畳・襖工事(02) 家具工事(03) 展示施設工事(04) 黒板工事(05) その他(00)
建具工事(15)	木製建具工事(01) 金属製建具工事(02) シャッター取付工事(03) 自動ドア取付工事(04) その他(00)
塗装工事(16)	建物塗装・溶射工事(01) 路面標示工事(02) その他(00) 橋梁塗装工事などを含む。
清掃施設工事(17)	ごみ処理施設工事(01) し尿処理施設工事(02)
大工工事(18)	大工工事(01)
左官工事(19)	左官工事(01)
石工事(20)	石工事(01)
屋根工事(21)	屋根工事(01)

申請区分業種分類表（建設工事）

営業種目	専門分野
タイル・煉瓦・ブロック工事（２２）	タイル・煉瓦・ブロック工事（０１）
鉄筋工事（２３）	鉄筋工事（０１）
しゅんせつ工事（２４）	しゅんせつ工事（０１）
板金工事（２５）	板金工事（０１）
ガラス工事（２６）	ガラス工事（０１）
熱断熱工事（２７）	熱断熱工事（０１）
さく井工事（２８）	さく井工事（０１）
解体工事（２９）	解体工事（０１）

申請区分業種分類表（測量等）

営業種目	専門分野
測量（３１）	測量一般（０１） 航空測量（０２） 地図の調製（０３） 住居表示（０４） 登記手続（０５） 台帳整備（０６） 道路、上下水道等 その他（００）
土木設計（３２）	上水道（０１） 下水道（０２） 造園（０３） 都市計画・地方計画（０４） 道路（０５） 河川・砂防（０６） 鋼構造・コンクリート（０７） 農業土木（０８） 森林土木（０９） 宅地造成（１０） 区画整理（１１） 港湾及び空港（１２） 電気電子（１３） 廃棄物（１４） その他（００）
建築設計（３３）	構造設計（０３） 耐力度調査・診断（０４） 建築設計（大規模公益施設 2,000 A）（０５） 建築設計（小規模公益施設 0 A < 2,000） （０６） 建築物点検（０７） 建築設備点検（０８） 建築設備設計監理（０９） その他（００）

申請区分業種分類表（測量等）

営業種目	専門分野
地質調査（３４）	ボーリング（０１） ＣＢＲ（０２） 水源調査（０３） その他（００）
補償（３５）	土地・建物損失補償（０１） 営業・特殊補償（０２） 不動産鑑定（０３） その他（００）
諸調査（３６）	計量証明（一般）（０１） 質量・体積・熱量の分析 上下水道管調査（０２） 漏水調査、カメラ調査など 電気通信設備設計調査（０３） 計量証明（環境）（０４） 水質・土壌・大気等の分析 その他（００）

申請区分業種分類表（物品役務）

営業種目	専門分野
事務・教育用品（４１）	事務用品（０１） 体育用品（０２） 教材（０３） 事務用機器（０４） 音楽用品（０５） 書籍（０６） 印判（０７） スチール製品（０８） その他事務用品（００）
電気機械器具（４２）	家電製品（０１） 放送機器（０２） 教育用機器（０３） 電気設備機器（０４） 情報処理機器（０５） 通信機器（０６） その他電気機械器具（００）
機械器具（４３）	一般用機器（０１） 産業用機器（０２） 農業用機器含む 厨房用機器（０３） 光学機器（０４） 時計（０５） 防災用機器（０６） 家庭用機器（ミシン、織機）（０８） その他機械器具（００）
医療・理化学・計測機械器具・薬品（４４）	医療用機器（０１） 理化学機器（０２） 計測機器（０３） 一般計量機器（０４） 測量用機器（０５） 量水器（０６） 工業用薬品（０７） 医薬品（０８） その他医療・理化学・計測機械器具・薬品（００）



申請区分業種分類表（物品役務）

営業種目	専門分野
繊維製品（４５）	作業服・事務服（０１） 消防用制服含む 寝具（０２） 染色（０３） 靴・鞆・合羽（０４） その他繊維製品（００）
車両（４６）	自動車修理・販売（０１） 特殊車両（０２） 自動車用品（０４） その他車両（００）
インテリア用品（４７）	家具（０１） カーテン・ブラインド・絨毯（０２） 緞帳・暗幕（０３） その他インテリア用品（００）
資材（４８）	土木建築資材（０１） 水道用機材（０２） 下水道用機材（０３） 保安用品（０４） 交通安全機材（０５） 選挙用品（０７） 船舶・潜水用品（０８） ごみ・し尿処理施設関連資材（０９） 環境保全資材（１０） その他資材（００）
農林漁業用品（４９）	植木（０１） 肥料（０２） 種苗（０３） 園芸用品（０４） 農薬（０５） 農林漁業用品（０６） その他農林漁業用品（００）
燃料（５０）	石油製品（０１） プロパンガス（０２） その他燃料（００）

申請区分業種分類表（物品役務）

営業種目	専門分野
印刷（５１）	一般印刷（０１） フォーム印刷（０２） 特殊印刷（０３） 偽造防止用紙、圧着封筒、圧着ハ ガキ含む 製本（０５） 軽印刷（０７） その他印刷（００）
日用雑貨（５２）	金物・荒物（０１） 記念品（０２） 標識・標札（金属・プラスチック）（０３） 宣伝用品（０４） ごみ袋（０５） その他雑貨（０６）
食料品（５３）	食料品（００）
クリーニング（５４）	クリーニング（００）
看板（５５）	看板（００）
その他（５６）	鳥獣対策（０１） 鉄・非鉄買受（０２） プレハブ販売（０３） 舞台照明（０６） その他物品（００）

申請区分業種分類表（物品役務）

営業種目	専門分野
建物サービス（５７）	ビル総合管理（０１） 建物清掃（０２） 高架水槽清掃（０３） 排水管清掃（０４） 浄化槽清掃（０５） ボイラー保守（０６） 空調機保守（０７） 電気工作物保守（０８） 消防設備保守（０９） エレベータ保守（１０） 通信設備保守（１１） 自動扉保守（１２） その他建物サービス（００）
施設管理（５８）	プール浄化装置保守（０１） 下水道処理施設保守・運転管理（０２） 清掃施設保守・運転管理（０３） 上水道施設保守（０４） その他施設管理（００）
警備（５９）	常駐警備（０１） 巡回警備（０２） 機械警備（０３） 雑踏・交通誘導警備（０５） その他警備（００）
消毒（６０）	建物消毒（０１） 白蟻駆除（０３） 防疫防除（０５） その他消毒（００）
運送（６１）	引越・移転（０１） 美術品運送（０２） バス等運行（０３） 管理、運転手手配を含む その他運送（００）

申請区分業種分類表（物品役務）

営業種目	専門分野
映画・広告（６２）	映画・ビデオ・広告の製作（０１） デザイン製作（０３） ウェブデザイン製作（０４） 新聞・テレビ・ラジオ等の広告代理業務（０５） その他映画・広告（００）
写真・製図（６３）	写真撮影・現像・焼付（０１） マイクロフィルム（０２） その他写真・製図（００）
情報処理（６４）	電算処理業務（０１） ソフトウェア開発（０２） 総合リース（０３） ネットワーク構築（０７） 情報セキュリティ構築（０８） データ復旧・データ抹消（０９） その他情報処理（００）
賃貸借（６５）	産業用機器（０１） 測量・光学機器（０２） マット・モップ類（０３） 事務用機器（０５） 自動車（０６） 仮設トイレ（０７） プレハブ・物置（０８） その他賃貸借（００）

申請区分業種分類表（物品役務）

営業種目	専門分野
サービス（６６）	イベント（０１） トラベルサービス（０２） 人材派遣（０３） 外国語指導助手（０５） 給食調理業務（０６） 研修企画・運営（０７） 健康指導・介護指導（０８） 翻訳・通訳・速記等（０９） 健康診断（１０） メンタルヘルス診断・研修（１１） 講師派遣（１２） 窓口等業務（１３） その他サービス（００）
調査（６７）	市場調査（０１） 世論調査（０２） マーケットリサーチ（０３） 統計調査（０６） その他調査（００）

申請区分業種分類表（物品役務）

営業種目	専門分野
その他（６８）	レセプト点検（０１）
	封入封緘作業（０２）
	会議録作成（０３）
	産業廃棄物収集運搬・処分（０４）
	文化財保存処理・修復・調査（０５）
	火葬残骨灰処理（０６）
	森林整備（０７）
	広報物等配布・搬送（０８）
	地下燃料タンク法定検査等（０９）
	上下水道事業料金徴収等（１１）
	草刈清掃業務（小規模）（１２）
	電力供給（１３）
	船舶修理（１４）
	損害保険（１５）
	緊急通報サービス（１６）
	ドローン調査（１７）
	遊具保守点検（１８）
	水力・太陽光発電設備保守（１９）
	路面清掃（２０）
	学力等調査（２１）
情報機器買取（２２）	
その他（００）	

### 3 申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。注意事項に留意し、作成および提出してください。

#### 【注意事項】

- ・提出書類の記載に使用する言語は「日本語」です。
- ・必ず糸島市指定様式を使用してください。
- ・糸島市指定様式以外の書類（許可証の写し等）は「A4縦または横」で提出してください。
- ・送付後の提出書類の差替えは原則できません。
- ・各提出書類の詳細は P.32 ~ P.49 を参照してください。

	提出書類	建設 工事	測量 等	物品 役務	提出 方法	備考
1	提出書類等確認表				郵送	
2	申請内容確認画面				郵送	
3	返信用切手（資格結果通知書郵送用）				郵送	82円切手
4	使用印鑑届				郵送	
5	委任状（支店登録の場合のみ）				郵送	
6	承諾書				郵送	
7	誓約書（暴力団排除）兼同意書				郵送	
8	建設業許可通知書または許可証明書（写）		×	×	郵送	
9	経営事項審査結果通知書（写）		×	×	郵送	
10	建設業許可添付書類（営業所一覧表（別紙二（2））又は営業所の許可が確認できるもの		×	×	郵送	
11	建設業許可添付書類（専任技術者一覧表（別紙四））又は営業所の専任技術者が確認できるもの		×	×	郵送	
12	技術職員名簿等（PDF）		×	×	電子	PDF
13	第1～3希望営業種目契約実績（建設工事）		×	×	電子	EXCEL

	提出書類	建設 工事	測量 等	物品 役務	提出 方法	備考
14	第1～2希望営業種目契約実績 (測量等・物品役務)	×			電子	EXCEL
15	市内事業所調書 (糸島市内の本店または支店等で 登録を希望する者のみ)		×	×	郵送	
16	税の未納のない証明書(写) ～消費税・地方消費税～				郵送	
17	糸島市税の未納のない証明書(写) (糸島市内の本店または支店等で 登録を希望する者のみ)				郵送	委任先含む
18	法人市民税の納税証明書(写) (糸島市内の本店または支店等で 登録を希望する者のみ)				郵送	
19	障がい者雇用状況調書 (糸島市内の本店または支店等で 登録を希望する者のみ)		×	×	郵送	該当者 のみ
20	19の添付書類 「障害者雇用状況報告書(写)」		×	×	郵送	該当者 のみ
21	19の添付書類 「障害者手帳(写)」等		×	×	郵送	該当者 のみ
22	19の添付書類 「雇用証明書類(写)」		×	×	郵送	該当者 のみ
23	地域貢献活動評価申請書 (糸島市内の本店または支店等で 登録を希望する者のみ)		×	×	郵送	該当者 のみ
24	23の添付書類 「雇用契約書または採用通知書 (写)」		×	×	郵送	該当者 のみ
25	23の添付書類 「賃金台帳または出勤簿(写)」		×	×	郵送	該当者 のみ
26	福岡県子育て応援宣言企業 登録証(写)		×	×	郵送	該当者 のみ



	提出書類	建設 工事	測量 等	物品 役務	提出 方法	備考
27	糸島市消防団協力事業所表示制度 実施要綱に係る認定証明書（写し） （第6条関係様式第3号）（糸島市内の本 店または支店等で登録を希望する者のみ）		×	×	郵送	該当者 のみ
28	登録証明書等（写） （測量等・物品役務の該当者のみ）	×			郵送	該当者 のみ
29	財務諸表（写）	×			郵送	

**書類 1：提出書類確認表**

糸島市に提出されるチェックリストになります。

建設工事・測量等・物品役務のうち2種別以上を申請される方はそれぞれ提出が必要となります。

業者名（商号名または名称）を記入してください。  
支店名がある場合は全て記入してください。

**提出書類等確認表(建設工事)**

		商号又は 名称			
提出書類の準備等について、申請者用のチェック欄(太枠)に各記号を記入して下記の順番に並べて提出してください。なお、必ず「ふくおか電子申請サービス」で申請登録した後(3日以内)に添付書類とともに提出してください。					
○：完備できた書類    ×：不要な書類    △：更新中など(理由を備考欄に記入)					
No.	提出書類	申請者用 チェック欄	受付者用 チェック欄	提出方法	備考
1	提出書類等確認表(本表)	←		郵送	
2	申込内容確認画面			郵送	
3	返信用はがき (郵便番号欄)			郵送	
4	使用印鑑届			郵送	
5	委任状			郵送	
6	承諾書			郵送	

該当する項目は全て☑してください。

## 書類 2：申請内容確認画面

電子申請が完了した際に交付されるものです。

建設工事・測量等・物品役務のうち2業種以上を申請される方はそれぞれ電子申請を入力し、完了画面を印刷した後に提出となります。

### 【見本】

「令和元年度糸島市一般（指名）競争入札参加者資格審査申請（建設工事）」

申請完了

「令和元年度糸島市一般（指名）競争入札参加者資格審査申請（建設工事）」の申請を完了しました。

「問合せ番号」はメールでは通知いたしません。

「到達番号」と「問合せ番号」は、申請状況を照会する時などに必要になりますので、内容を確認の上、このページを印刷するか、メモを取るなどして、必ず控えるようにしてください。

到達番号 : 123\_456\_789\_0123

問合せ番号 : ABcde0

職員による申請内容の確認後、登録されたメールアドレスに受付結果を通知するメールを送信します。

到達通知メールが届かない場合について

システムから自動送信する到達通知メールが15分以上経っても届かない場合、誤ったメールアドレスが入力されていた可能性があります。メールが届かない場合には、到達番号と問合せ番号により照会を行い、申請内容を確認してください。

お問い合わせについて

申請頂いた内容等のお問い合わせには、上記「到達番号」と「問合せ番号」が必要になります。

このページを印刷して保管してください。

閉じる

書類 4：使用印鑑届

糸島市との取引（契約）、委任状、各種文書に用いられる印鑑になります。  
建設工事・測量等・物品役務のうち2業種以上を申請される方はそれぞれ提出してください。

使用する印鑑についての注意事項は次のとおりです。

法人の場合はできるだけ商号、役職名が含まれた代表者の印鑑を使用印鑑としてください。会社印（角印）は使用を控えてください。

法人かつ支店等での場合において、その代理人（支店長、営業所長等）が使用する印鑑等は、できるだけ商号、役職名が含まれた支店長等の印を使用印鑑としてください。

個人の場合は代表者の印鑑を使用印鑑としてください。会社印（角印）は使用を控えてください。

使用印鑑は必ずしも実印で無くても差し支えありません。

実印を使用される場合でも、印鑑証明書の提出は不要です。

【見本】

使用印鑑届

使用印



上記の印鑑は、入札、見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので、お届けします。

令和元年 月 日

糸島市長 月形 祐二 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

ここは押印不要です。  
支店登録は支店の商号で記入してください。

法人の場合は、会社名及び代表者（支店長、所長等）を表す印章を使用すること。

なお、委任を受ける支店等がある場合、上記の所在地等の記入については、その委任先を記入すること。

また、使用印についてもその委任先の印章を押印すること。

書類 5：委任状

糸島市との取引において、代理人（支店）と行うのに必要な書類です。本店で登録される申請者は不要です。

記入についての注意事項は次のとおりです。

すべての項目を委任できない場合は、代理人と定めることはできません。本店登録で申請してください。

【見本】		委 任 状	
		令和元年 月 日	
糸島市長 月形 祐二 様		所在地	ここは本店の記入になります。
		商号又は名称	
		代表者氏名	㊟ (本店印)
私は、次の者を代理人と定め糸島市との下記事項に関する権限を委任します。			
記			
1 代理人	所在地	ここは委任先（支店）の記入になります。	
	商号又は名称		
	代表者氏名		㊟ (使用印)
2 委任事項	項目の二重取消線等での訂正又は抹消は出来ません。訂正や抹消されると登録できませんので、ご注意ください。		
— 入札、見積に関する件			
— 契約の締結に関する件			
— 契約金、保証金及び前払金の請求受領に関する件			
— 復代理人の選出の件			
— 共同企業体結成に関する件			
— その他契約等に関わる一切の件			
3 委任期間	令和元年9月1日から令和3年8月31日まで		
			以上

書類 6：承諾書

糸島市との取引や入札などの事務において、契約の公平性や透明性を確保するため、情報の公開を行っており、競争入札の内容、指名登録内容やそれに付随する内容の公表に関する承諾書となります。

ただし、個人情報や企業のノウハウ等に関する情報は一切公開いたしません。記入についての注意事項は次のとおりです。

提出されない場合は、指名登録自体ができません。

都道府県公安委員会、公正取引委員会から資料提供を求められる場合は、提出することがあります。

【見本】	<b>承 諾 書</b>	令和元年 月 日	
糸島市長 月形 祐二 様	所在地	支店登録の場合 委任状で「入札・見積に関する件」で 委任を受けていますので、ここは委任 先（支店）を記入してください。	
	商号又は名称		Ⓜ (使用印)
	代表者氏名		
令和元年度の糸島市一般（指名）競争入札参加資格審査申請をするにあたり、下記の項目について承諾いたします。			
記			
1 糸島市の規則等に基づき、該当申請内容について公表されること。			
2 建設工事に申請する場合には、工事成績評定点及び資格審査による総合数値等について公表されること。			
3 他の公共機関等で指名停止等の処分を受けたときは、速やかに報告すること。			
委任を受ける支店等がある場合、所在地等の記入については、その委任先を記入すること。			

書類 7：暴力団排除に関する誓約書兼同意書（暴力団排除）

糸島市では、糸島市暴力団排除条例の施行に伴い、公共工事を含む公共調達からの暴力団排除策の強化に努めています。そのため、反社会勢力との関係性有無を確認する書類となります。

記入についての注意事項は次のとおりです。

提出されない場合は、指名登録自体ができません。

都道府県公安委員会に代表者（個人事業者を含む。）役員（ 1 ）及び支店等に委任する場合の支店長等の氏名等を照会することがあります。

（ 1 ）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、合資会社の有限責任社員、事務局長などは含まない。）

支店登録であっても、本店からの提出となります。

（指名登録用）

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

【見本】

令和元年 月 日

糸島市長 月形 祐二 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

ここは必ず本店での記入になります。

Ⓜ  
（本店印）

令和元年度の糸島市一般（指名）競争入札参加資格審査申請をするにあたり、下記の項目について誓約いたします。

記

- 1．自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当しません。また、その経営に実質的に関与していません。  
（ 1 ）役員等（糸島市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（糸島市暴力団排除条例（平成22年糸島市条例第200号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又はその配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの  
（ 2 ）暴力団（糸島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの  
（ 3 ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団、暴力団員又は暴力団員の配偶者を利用しているもの  
（ 4 ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの  
（ 5 ）暴力団、暴力団員又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの  
（ 6 ）暴力団、暴力団員又は暴力団員の配偶者であることを知りながらこれらを利用しているもの
- 2．当社（私）は、糸島市から前項各号に該当するものが否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、速やかに提出することを同意します。
- 3．当社（私）は、本誓約書兼同意書及び糸島市一般（指名）競争入札参加資格審査申請で記載した情報を、糸島市が福岡県警に提供することを同意します。
- 4．当社（私）は、役員を含む従業員全ての者に、前各項の項目を十分に説明し、全ての項目において同意を得ていることを誓約します。

以上

書類 10：建設業許可添付書類（営業所一覧表（別紙二（2））又は営業所の許可が確認できるもの

書類 11：建設業許可申請書添付（専任技術者一覧表（別紙四））又は営業所の専技が確認できるもの

糸島市では、建設業法の遵守に努め、「本店または支店の専任技術者の配置状況」、「本店または支店の許可状況」の確認のため、建設業許可申請提出時に添付した書類を求めています。ただし、写しでも差し支えありません。また、これらに代わる書類があればその提出でも可能です。

書類 12：技術職員名簿等（PDF）

糸島市では、公共工事の品質確保及び工事現場での適切な人員配置、公共工事の安全施工の観点から経営事項審査提出時に添付した「技術職員名簿等（PDF）」を求めています。また、これらに代わる書類があればその提出でも可能です。こちらのファイルはPDFで作成し、電子申請に添付して送信してください。支店登録の場合は、支店に配置された技術者だけ抜粋しても構いません。

書類 13：第1～3希望営業種目契約実績（建設工事）

指名競争入札や随意契約の業者選定を行う際に、過去の官公庁実績は有効な資料であり、提出を求めています。糸島市が指定するEXCELファイルに入力し、電子申請の添付ファイルとして送信してください。改行や行を挿入する等、様式の加工は絶対にしないでください。第3希望は市内登録のみ。

書類 14：第1～2希望営業種目契約実績（測量等・物品役務）

指名競争入札や随意契約の業者選定を行う際に、過去の官公庁実績は有効な資料であり、提出を求めています。糸島市が指定するEXCELファイルに入力し、電子申請の添付ファイルとして送信してください。改行や行を挿入する等、様式の加工は絶対にしないでください。

書類 15：市内事業所調書  
（糸島市内の本店または支店等で登録を希望する者のみ）

糸島市内の本店または支店等で登録を希望する者のみ

糸島市では、市内事業者が優先的に受注する機会を設けているため、ペーパーカンパニー等を排除するうえで有効な調書として提出を求めています。



【見本】

# 市内事業所調査書

令和元年 月 日

## 事業所等の外観写真

(看板・建設業許可標識・入口を含めた外観がわかるもの)

注：看板・標識等は文字が判読できること。  
注：事務所等の状態が分かる全景・入口の写真。  
(全景写真1枚で、看板等の文字が読み取れない場合、  
入口の看板等の写真も別紙に貼付のこと。)

支店登録の場合は委任先の住所、商号または名称、電話、FAXを記入してください。

## 事業所等の名称

(本店又は支店等)

糸島市

TEL

FAX

## 事業所等の内部写真

(机・パソコン・電話・FAX等、内部概要がつかめるもの)

注：写真1枚で判断不能な場合は、別紙に添付のこと。

支店登録の場合は委任先のアドレスを記入してください。

## インターネットの利用

1. できる 2. できない

指名通知等及び業者説明会等の  
通知を電子メール(E-mail)で受  
信対応

1. できる 2. できない

1. できるとき、

E-mail

## 事業所等付近見取り

ゼンリン、google map等の地図を  
貼り付け、主要幹線から事務所までの  
経路等が分かるように記載してくだ  
さい。



注：国道、公道、公共施設等の記載された略図

建設工事の競争入札参加申請を行う場合で、糸島市内の本店又は支店等で申請するとき提出が必要です。

書類 16：税の未納のない証明書（写）～消費税・地方消費税～  
（納税証明書）

納税証明書（その3）が必要です。糸島市では、「その3の2」または「その3の3」のいずれかの提出が必要です。

有効期間は提出日の3ヶ月前までです。

書類 17：税の未納のない証明書（写）～糸島市税～  
（糸島市内の本店または支店等で申請する希望者のみ）  
書類 18：法人市民税の納税証明書（写）  
（糸島市内の本店または支店等で申請する希望者のみ）

糸島市に納税義務がある事業者（法人、個人、代表者から委任を受けた受任者）が対象となります。法人市民税、たばこ税、軽自動車税、入湯税、固定資産税など事業者が課税対象を有する場合は提出が必要となります。法人市民税の納税証明書は、糸島市に納税義務があり、事業所として適切に届出を行い、課税がなされているか確認するための書類となります。

有効期間は提出日の3ヶ月前までです。

書類 19：障がい者雇用状況調書（建設工事のみ）  
（糸島市内の本店または支店等で登録を希望する者のみ）  
書類 20：19の添付書類 「障がい者雇用状況報告書（写）」  
書類 21：19の添付書類 「障がい者手帳（写）」等  
書類 22：19の添付書類 「雇用証明書類（写）」

事業所の常時雇用従業員数が45.5人以上（民間企業の法定雇用率2.2%）の事業所は障がい者の雇用が義務付けられています。障がい者雇用に係る詳細については、厚労省のホームページを参照してください。

糸島市では総合数値に係る主観点数に、法定雇用の場合は5点、法定雇用数以上の雇用の場合は、10点を加点します。

総合数値とは、「土木一式工事」、「建築一式工事」における等級に応じた競争入札参加資格となる等級別格付を行う際の基準点となります。等級が上位になれば、予定価格が高い競争入札に参加できるメリットがあります。

総合数値 = 主観点数 + 客観点数

主観点数 = 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の総合評定値（P点）

客観点数 = 子育て応援宣言企業登録事業者（福岡県内） + 障がい者雇用事業者（市内） + 保護観察対象者雇用事業者（市内） + 糸島市消防団協力事業者（市内） + (-) 糸島市発注工事成績評定値

**【見本】**

商号または名称のみ記載してください。押印不要です。 （商号又は名称： ）

区 分		従業員数	法定雇用障がい者数の基礎となる労働者の数	従業員数のうち雇用障がい者数	障がい者の超過（不足）数 （ - x2.2% ）	大臣許可業者の方のみ記入する	
						糸島市内における従業員数	のうち糸島市内における雇用障がい者数
1	障がい者の雇用状況報告義務がある事業主					に対応する数 人	に対応する数 人
						に対応する数 人	
2	障がい者の雇用状況報告義務がない事業主		/			に対応する数 人	に対応する数 人

**【説明】**

- この報告書は、糸島市の建設工事の一般（指名）競争入札参加資格審査申請をされる建設業者の方で、糸島市内に本店、支店又はこれに準ずる営業所を有する場合に提出してください。
- 障がい者の雇用状況により、次のとおり主観的事項の審査において評価点を加算します。
  - 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する身体障がい者又は知的障がい者の雇用状況の報告義務（以下「障がい者雇用状況の報告義務」という。）を有し、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在で同法に規定する法定雇用障がい者数以上の障がい者を雇用している場合で、法定雇用障がい者数と同数の障がい者を雇用している場合は 5 点、法定雇用障がい者数を超過して障がい者を雇用している場合は 10 点を加算する。
  - 障がい者雇用状況の報告義務がなく、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の決算期現在で1人以上の障がい者を雇用している場合は 10 点を加算する。

添付書類

- 障がい者雇用状況の報告義務がある方は、次の書類を添付してください。
 

入札参加資格審査申請提出日以前の直近の6月1日現在で、主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し

例1）入札参加資格審査申請提出日が令和元年6月20日で報告書提出済みの場合  
令和元年6月1日現在の状況を公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付する。

例2）入札参加資格審査申請提出日が令和元年6月1日で報告書未提出の場合  
平成30年6月1日現在の状況を公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付する。
- 障がい者雇用状況の報告義務がない方は、次の書類を添付してください。
 

雇用している障害者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し  
上記の者を雇用していることを証する書類（健康保険被保険者証、賃金台帳又は出勤簿の写し等）

書類 23：地域貢献活動評価申請書（建設工事）

（糸島市内の本店または支店等で登録を希望する者のみ）

書類 24：23 の添付書類 「雇用契約書または採用通知書（写）」

書類 25：23 の添付書類 「賃金台帳または出勤簿（写）」

糸島市では、安全安心まちづくりの一環として保護観察対象者を雇用する協力事業者に対して、総合数値に係る主観点数に5点を加点します。  
更生保護における就労支援についての詳細は、法務省のホームページを参照してください。

【見本】

地域貢献活動（保護観察対象者等雇用）評価申請書

令和元年 月 日

糸島市長 様

私は、糸島市一般（指名）競争入札参加資格審査において、以下について地域貢献活動の評価を受けたいので申請します。

申請者 所在地  
商号又は名称  
代表者資格氏名

印

評価対象項目	保護観察対象者等の雇用 （保護観察対象者・更生緊急保護対象者）
協力雇用主登録日	平成 年 月 日
経営事項審査の審査基準日	平成 年 月 日
保護観察中の者又は更生緊急保護中の者の雇用期間 （上記審査基準日以前1年の間において、同一者を3ヶ月以上雇用した又は雇用していること。）	平成 年 月 日 平成 年 月 日

これから上は、申請者にて記入・押印してください。

審査基準日以前1年の間において、保護観察対象者等を3か月以上雇用した又は雇用していることを確認します。

令和 年 月 日

福岡保護観察所長 印

書類 27：糸島市消防団協力事業所表示制度実施要綱に係る認定証明書  
(写し)(建設工事)  
(糸島市内の本店または支店等で登録を希望する者のみ)

糸島市消防本部では、消防団活動に積極的に協力している事業所等に対して表示証を交付しています。

認定を受けている事業所に対し、総合数値に係る主観点数に10点を加点します。

～認定基準～

以下のいずれかに適合している事業所が認定を受けられます。

従業員が50人以上の事業所等で、消防団員が複数名入団している事業所等

従業員が50人未満の事業所等で、消防団員が1人以上入団している事業所等

災害活動時に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等

その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、消防庁が特に優良と認める事業所等

消防団協力事業所表示制度認定証明願

令和元年 月 日

糸島市消防本部

消防長 様

支店登録の場合は委任先の住所、商号または名称、支店長等名の記載をしてください。

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名)

(電話番号 - - )

糸島市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条第2項の規定により、下記事業所は消防団協力事業所として認定されていることを証明してください。

記

事業所名	所在地	初回認定年月日	主担当市町村	表示連名市町村

消防団協力事業所表示制度認定証明書

認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

糸島市消防本部

消防長

印

書類 26：子育て応援宣言企業登録証（写）

福岡県内の本店または支店等で登録を希望する事業者が対象となる書類です。福岡県では、仕事と家庭の両立ができる職場づくりを目指して実施する企業・事業所（以下「企業等」という。）の「子育て応援宣言」登録制度により、「登録証」の交付を受けた企業等を評価する制度です。糸島市においても、この制度に賛同し推進することで労働環境の改善を目指しています。糸島市では主観点数に3点を加点します。

～子育て応援宣言企業登録証～



写しを添付してください。カラーコピーまたはモノクロコピー両方可。

書類 28：登録証明書等（写）  
（測量等、物品役務の該当者のみ）

測量等または物品役務を希望する事業者が対象となる書類です。業務履行に必要な許認可、届出、登録証等が必要な場合は、その写しまたはその証明書等を添付してください。（P7～P15 参照）

書類 29：財務諸表（写）  
（測量等、物品役務の該当者のみ）

測量等または物品役務を希望する事業者が対象となる書類です。入札参加資格は経営状態が健全であることが必須要件となります。法人は直近の決算における「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書（対象者のみ）」を、個人事業者は「収支内訳表」、「損益計算書」、「貸借対照表」等の写しを提出してください。  
（次ページ以降参照してください。）



# 財 務 諸 表

(個人用)

貸 借 対 照 表					
(単位：千円)					
期 科目	自 年 月 至 年 月	自 年 月 至 年 月	期 科目	自 年 月 至 年 月	自 年 月 至 年 月
	千円	千円		千円	千円
現金預金			支払手形		
受取手形			買掛金		
売掛金			短期借入金		
有価証券			未払金		
商品			未払費用		
材料貯蔵品			預り金		
その他流動資産			その他流動負債		
貸倒引当金			流動負債計		
流動資産計			長期借入金		
建物・構築物			その他固定負債		
機械・運搬具			固定負債計		
工具器具・備品			純資本金(元入金)(イ)		
土地			事業主借勘定(ウ)		
			事業主貸勘定(エ)		
その他固定資産			当期利益(オ)		
固定資産計					
繰延資産					
合計(ア)			合計(カ)		
			次年繰越純資本金 (キ)		

損 益 計 算 表					
(単位：千円)					
期 科目	自 年 月	自 年 月	期 科目	自 年 月	自 年 月
	至 年 月	至 年 月		至 年 月	至 年 月
売上原価	千円		商品売上高	千円	
販売費及び一般管理費			兼業売上高		
小計 ( B )			小計 ( 総売上高 )		
営業外費用 ( C )			営業外収益		
当期利益 ( D )			( 当期損失 ) ( D )'		
合計 ( E )			合計 ( A )		

参考資料

流動資産	現金預金	現金、小切手、送金小切手、送金為替手形郵便、為替証明、当座預金、郵便貯金等	流動負債	支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
	受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債権（割り引いたものがある場合は割引高を控除）		買掛金	通常の取引によって発生した営業上の未払額
	売掛金	通常の取引によって発生した営業上の代金の未収額		短期借入金	履行期が決算期後1年以内に到達する借入金又は到達すると認められるもの
	有価証券	取引所の相場のある株式及び社債（国債、地方債その他の債権を含む）で決算期後1年以内に処分する目的で保有するもの。		未払金	物件購入大院等の未払金が履行期限が決算期後1年以内に到来すると認められるもの
	商品	販売の目的で他から仕入れた商品の棚卸高		未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容としている契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
	材料貯蔵品	製品を製造するために使用する材料及び消耗工具並びに事務用消耗品等の棚卸高		預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び従業員からの預り金
	貸倒引当金	受取手形、完成工事未収金等流動資			

		産の部に属する債権に対する貸し倒れ見込み額を一括して記入			
固定資産	建物・構造物	営業用として使用している建物、構造物の期末帳簿類（住居と併用している場合は、営業用に使用している坪数の全坪数に対する割合で案分した額を記入、借用している建物は含まない。）	固定負債	長期借入金	短期借入金以外の借入金
	機械・運搬具	営業用として使用しているプレス機械、旋盤、工作機械類及び船舶並びに自動車等の期末帳簿類		純資本金（元入金）	前年末の次年繰越純資本金元入金ともいう。
	工具器具・備品	各種の工具、器具、備品で耐用年数が1年以上であり、取得価格が相当額以上であるものの期末帳簿類		事業主借勘定	事業主が営業外資金から事業のために借りたもの（事業主個人の金を出資したもの、すなわち元入金に属するもの）
	土地	営業用として使用する土地で、借地として含まない。		事業主貸勘定	事業主が営業の資金から家事費に充当した金額
繰延資産	繰延資産	開発費等の期末帳簿類	当期利益（当期損失）	当年利益金（当年損失金）	
合計	左右の合計は必ず一致すること		合計	左右の合計は必ず一致すること	
				次年繰越純資本金	次年の純資本金（元入金）となる

【点検事項】

(1) 当期利益（当期損益）

(D) = (A) - [(B) + (C)]・・・マイナスとなる場合は、当期損失(D)'に記入する

(D) = (オ) (D)' = (オ)・・・損益計算書の額と貸借対照表の額は同額。

(2) 次年度繰越純資本金

(キ) = (イ) + (ウ) + (オ) - (エ) 又は、(キ) = (イ) + (ウ) - (オ) - (エ)

(3) 貸借対照表又は損失計算書の合計は、同期間において左右同額であること。

(ア) = (カ) (E) = (A)

## 4 インターネット申請の入力内容

申請はインターネットで行います。申請サイトは、指名登録受付期間（令和元年6月1日から令和元年6月30日まで）のみ利用が可能です。糸島市公式ホームページの

「企業・事業者」「入札・契約情報」「指名登録」「指名登録申請ページ内関連リンク」から申請サイトへアクセスできます。

### 【注意事項】

- ・インターネット申請は、「ふくおか電子申請サービス」を利用します。
- ・入力可能な時間は、申請を開始してから「60分」以内となります。一時保存はできますが、添付ファイルの保存は出来ません。
- ・入力漏れがある場合はエラーとなり、入力完了画面に移行しません。
- ・申請後に変更が生じた場合は、糸島市一般（指名）競争入札参加資格変更届で対応します。
- ・虚偽の申請をした場合は、入札参加資格の取消、入札参加停止、契約解除等の措置を受けることがあります。

### 主な入力項目

基本情報 (建設工事・ 測量等・物品 役務共通)	申請日 / メールアドレス / 種別(希望業種) / 新規又は更新(登録) / 申請担当者氏名(全角) / 申請担当者氏名(半角カナ) / 申請担当者連絡先(電話番号)
企業情報 (名称) (建設工事・ 測量等・物品 役務共通)	本店又は委任先(支店等)(登録) / 登録先商号又は名称(全角) / 登録先商号又は名称(半角カナ) / 代表者役職名(本店) / 代表者氏名(本店) / 代表者氏名(本店・半角カナ) / 代表者役職名(委任先) / 代表者氏名(委任先) / 代表者氏名(委任先・半角カナ)
企業情報 (所在地) (建設工事・ 測量等・物品 役務共通)	所在地の都道府県名(本店) / 所在地の郵便番号(本店) / 所在地の都道府県名(本店) / 所在地の市町村名(本店(特別区含む)) / 所在地の区字番地(本店) / 電話番号(本店) / FAX(本店) / メールアドレス(本店)
	所在地の郵便番号(委任先) / 所在地の都道府県名(入力用・委任先) / 所在地の市町村名(委任先(特別区含む)) / 所在地の区字番地(委任先) / 電話番号(委任先) / FAX(委任先)

	/メールアドレス(委任先)
申請情報 (建設工事)	糸島市内の有無 / 第1希望の営業種目 / 第1希望中の専門分野 / 第1希望中の専門分野 / 第1希望中の専門分野 / 第1希望の業務種目で「その他」の詳細事項 / 第2希望の営業種目 / 第2希望中の専門分野 / 第2希望中の専門分野 / 第2希望中の専門分野 / 第2希望の業務種目で「その他」の詳細事項 / 第3希望の営業種目(糸島市内業者のみ) / 第3希望中の専門分野(糸島市内業者のみ) / 第3希望中の専門分野(糸島市内業者のみ) / 第3希望中の専門分野(糸島市内業者のみ) / 第3希望の業務種目で「その他」の詳細事項(糸島市内業者のみ)
許認可情報 (建設工事)	第1希望の建設業許可年月日 / 第1希望の建設業許可権者 / 第1希望の建設業許可区分 / 第1希望の建設業許可番号 / 第2希望の建設業許可年月日 / 第2希望の建設業許可権者 / 第2希望の建設業許可区分 / 第2希望の建設業許可番号 / 第3希望の建設業許可年月日(糸島市内) / 第3希望の建設業許可権者(糸島市内) / 第3希望の建設業許可区分(糸島市内) / 第3希望の建設業許可番号(糸島市内)
経審情報 (建設工事)	第1希望の2年又は3年平均の完成工事高 / 経営審査基準日 / 第1希望の経審総合評定値 / 第2希望の2年又は3年平均の完成工事高 / 第2希望の経審総合評定値 / 第3希望の2年又は3年平均の完成工事高(糸島市内) / 第3希望の経審総合評定値(糸島市内)
技術情報 (建設工事)	第1希望の監理技術者数(全体) / 第1希望の監理技術者数(支店等) / 第1希望の1級技術者数(全体) / 第1希望の2級技術者数(全体) / 第1希望のその他技術者数(全体) / 第2希望の監理技術者数(全体) / 第2希望の1級技術者数(全体) / 第2希望の2級技術者数(全体) / 第2希望のその他技術者数(全体) / 第3希望の監理技術者数(全体) / 第3希望の1級技術者数(全体) / 第3希望の2級技術者数(全体) / 第3希望のその他技術者数(全体) / 電気工事士(一・二種)技術職員数(全体) / 電気主任技術者(1~3種)技術職員数(全体) / 消防設備士(甲・乙)技術職員数(全体) / 浄化槽設備士技術職員数(全体) / 技能検定技術職員数(全体) / 技術士職員数【建設】(全体) / 技術士職員数【農業(農業土木)】(全体) / 技術士職員数【電気・電子】(全体) / 技術士職員数【機

	械】(全体) / 技術士職員数【森林(林業)(森林土木)】(全体) / 技術士職員数【衛生工学】(全体) / 技術士職員数【上下水道】(全体) / 技術士職員数【その他】(全体) /
その他 (建設工事)	技術者職員名簿(PDF添付) / 希望営業種目契約実績(EXCEL添付) / 資本金額 / 通信欄

申請情報 (測量等)	第1希望の営業種目 / 第1希望中の専門分野 / 第1希望中の専門分野 / 第1希望中の専門分野 / 第1希望の業務種目で「その他」の詳細事項 / 第2希望の営業種目 / 第2希望中の専門分野 / 第2希望中の専門分野 / 第2希望中の専門分野 / 第2希望の業務種目で「その他」の詳細事項
許認可情報 (測量等)	登録を受けている事業の登録番号等【測量業者】 / 登録を受けている事業の登録番号等【建築事務所】 / 登録を受けている事業の登録番号等【建設コンサルタント】 / 登録を受けている事業の登録番号等【地質調査業者】 / 登録を受けている事業の登録番号等【補償コンサルタント】 / 登録を受けている事業の登録番号等【不動産鑑定業者】 / 登録を受けている事業の登録番号等【土地家屋調査士】 / 登録を受けている事業の登録番号等【司法書士】 / 登録を受けている事業の登録番号等【計量証明事業者】 / 登録を受けている事業の登録番号等【その他】 / 建設コンサルタント登録部門(21業種) / 補償コンサルタント登録部門(8業種) / MLAP
技術情報 (測量等)	技術士職員数【建設】(全体) / 技術士職員数【農業(農業土木)】(全体) / 技術士職員数【電気・電子】(全体) / 技術士職員数【機械】(全体) / 技術士職員数【森林(林業)(森林土木)】(全体) / 技術士職員数【衛生工学】(全体) / 技術士職員数【上下水道】(全体) / 技術士職員数【応用理学(地質)】(全体) / 技術士職員数【情報工学】(全体) / 技術士職員数【その他】(全体) / 有資格者【一級建築士】(全体) / 有資格者【二級建築士】(全体) / 有資格者【一級土木施工管理技士】(全体) / 有資格者【二級土木施工管理技士】(全体) / 有資格者【測量士】(全体) / 有資格者【測量士補】(全体) / 有資格者【土地区画整理士】(全体) / 有資格者【環境計量士】(全体) / 有資格者【不動産鑑定士】(全体) / 有資格者【不動産鑑定士補】(全体) / 有資格者【土地家屋調査士】(全体) / 有資格者【司法書士】(全体) / 有資格者【第一種電気主任技術者】(全体) / 有資格者【第

	一種伝送交換主任技術者】(全体) / 有資格者【線路主任技術者】(全体) / 有資格者【RCCM】(全体) / 有資格者【地質調査技士】(全体) / 有資格者【補償業務管理士】(全体) / 有資格者【公共用地経験者(全体) / 技術職員数【有資格者】(全体) / その他職員数(全体) /
その他 (測量等)	第1～2希望営業種目契約実績(EXCEL添付) / 資本金額 / 通信欄

申請情報 (物品役務)	第1希望の営業種目 / 第1希望中の専門分野 / 第1希望中の専門分野 / 第1希望中の専門分野 / 第1希望の業務種目で「その他」の詳細事項 / 第2希望の営業種目 / 第2希望中の専門分野 / 第2希望中の専門分野 / 第2希望中の専門分野 / 第2希望の業務種目で「その他」の詳細事項
許認可情報 (物品役務)	登録を受けている事業の登録番号等【建築物清掃業】 / 登録を受けている事業の登録番号等【建築物飲料水貯水清掃業】 / 登録を受けている事業の登録番号等【建築物環境衛生総合管理業】 / 登録を受けている事業の登録番号等【建築物ねずみ・こん虫等防除業】 / 登録を受けている事業の登録番号等【浄化槽保守点検業】 / 登録を受けている事業の登録番号等【警備業の認定】 / 登録を受けている事業の登録番号等【機械警備業務の届出(福岡県公安委員会)】 / 登録を受けている事業の登録番号等【毒物・劇薬販売業】 / 登録を受けている事業の登録番号等【一般貨物自動車運送事業】 / 登録を受けている事業の登録番号等【産業廃棄物処理業】 / 登録を受けている事業の登録番号等【下水道処理施設維持管理業者】 / 登録を受けている事業の登録番号等【その他】 / 登録を受けている事業の登録番号等【その他】 / 登録を受けている事業の登録番号等【その他】 /
財務情報 (物品役務)	資本金 / 営業年数 / 年間売上高(官公庁) / 年間売上高(民間)
技術情報 (物品役務)	有資格者数【ビルクリーニング技能士】(全体) / 有資格者数【電話交換取扱者】(全体) / 有資格者数【電気主任技術者】(全体) / 有資格者数【電気工事士】(全体) / 有資格者数【ボイラー技士】(全体) / 有資格者数【冷凍機械責任者】(全体) / 有資格者数【消防設備士】(全体) / 有資格者数【建築物環境衛生管理技術者】(全体) / 有資格者数【浄化槽管理者】(全体) / 有資格者数【貯水槽清掃作業監督者】(全体) / 有資格者数【警備員

	<p>指導教育責任者】(全体) / 有資格者数【機械警備業務管理者】(全体) / 有資格者数【交通誘導警備】(全体) / 有資格者数【情報処理技術者】(全体) / 有資格者数【危険物取扱者】(全体) / 有資格者数【毒物劇薬取扱責任者】(全体) / 有資格者(全体) / その他職員数(全体) / 代理・特約店契約の相手 / 代理・特約店契約の取扱品目 / 代理・特約店契約の相手 / 代理・特約店契約の取扱品目 / 代理・特約店契約の相手 / 代理・特約店契約の取扱品目 / 加入している協同組合等の名称</p>
<p>その他 (物品役務)</p>	<p>第1～2 希望営業種目契約実績 (EXCEL 添付) / 通信欄</p>



## 5 申請に必要な書類の提出について

下記の手順に従って書類を提出してください。

### (1) 提出期限

令和元年6月30日(日)(消印有効・持参不可)まで

#### 【注意事項】

- ・「電子申請のみ」の受付はできません。
- ・消印が無いもの(バイク便または宅急便等)は令和元年6月28日(金)(必着)です。

### (2) 提出方法

下記のいずれかで発送してください。

- ・郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックで発送してください。

### (3) 提出にあたっての諸注意

#### 【注意事項】

- ・提出前に書類に不備や不足がないか再度ご確認ください。  
(P29「申請に必要な書類」を参照してください。)
- ・インターネット申請入力前の提出はできません。
- ・「建設工事」・「測量等」・「物品役務」それぞれ申請される方は、内容物が混同しないようにクリアファイル等で仕分けしてください。(1つのパッケージで送付可)

#### 【禁止事項】

- ・提出書類の到達確認等の問合せはできません。
- ・申請後、希望業種の変更はできません。
- ・持参による提出はできません。
- ・書類の差替えはできません。(ただし、糸島市が指示する場合は除きます。)
- ・許認可が間に合わない場合(許可更新を除く)は申請できません。

送付する前に再度確認してください。

**【確認事項】**

- ・ 使用印鑑・押印は鮮明な印影が確認できますか。
- ・ 証明書等の有効期限は過ぎていませんか。
- ・ 経営事項審査結果通知書の審査基準日が有効期間である1年7ヶ月が経過していませんか。
- ・ 希望営業種目契約実績は、官公庁実績（ ）だけになっていますか。民間実績は含めていませんか。
- ・ 財務諸表の決算年度は適切ですか。
- ・ 電子申請完了画面（到達番号、問合せ番号が判るもの）を印刷し、同封していますか。
- ・ 個人事業者と法人事業者は書類が異なります。不要な書類は添付されていませんか。
- ・ 「カタログ類」は不要です。

官公庁実績として認めるもの。

- ・ 国及び国の機関
- ・ 都道府県
- ・ 市町村及び特別区
- ・ 財産区
- ・ 沖縄振興開発金融公庫
- ・ 株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行
- ・ 港務局
- ・ 国立大学法人
- ・ 社会保険診療報酬支払基金
- ・ 水害予防組合
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 地方公共団体（都道府県及び市区町村を除く。財産区又は事務組合等）
- ・ 地方公共団体金融機構
- ・ 地方公共団体情報システム機構
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 地方道路公社
- ・ 地方独立行政法人
- ・ 独立行政法人（資本金又は出資金の全額が国または地方公共団体に属するもの、これに類するもの、財務大臣がしているもの）
- ・ 土地開発公社
- ・ 土地改良区
- ・ 土地改良区連合
- ・ 土地区画整理組合
- ・ 日本下水道事業団
- ・ 日本司法支援センター
- ・ 日本中央競馬会
- ・ 日本年金機構
- ・ 日本放送協会

国土交通省令で定める法人（建設業法施行令第 18 条で定める団体）は官公庁実績として認めていません。（公益財団法人 J K A、中日本高速道路㈱、日本たばこ産業㈱、旅客鉄道㈱及び日本貨物鉄道㈱に関する法律で定める会社等）

## 6 補正手続きについて

提出された書類に不備や不足がある場合は、申請書を受理できません。また、提出された書類が電子申請の内容と異なる場合も受理できません。

ただし、軽微な修正・書類追加・書類訂正については「補正指示」により訂正できます。

「補正指示」は下記の方法でお知らせします。

電子申請内容に不備がある場合は、電子申請で入力したメールアドレスにメールを送ります。このメールには申込み状況照会画面の URL が付与されます。

URL をクリックし、申請完了画面で表示された「到達番号」と「問合せ番号」を入力してログインしてください。

補正指示に従い、入力内容を修正をしてください。この場合、再度ファイルを添付していただく必要があります。再度、「申込み完了画面」をメールもしくは FAX で報告し、その旨をご連絡ください。

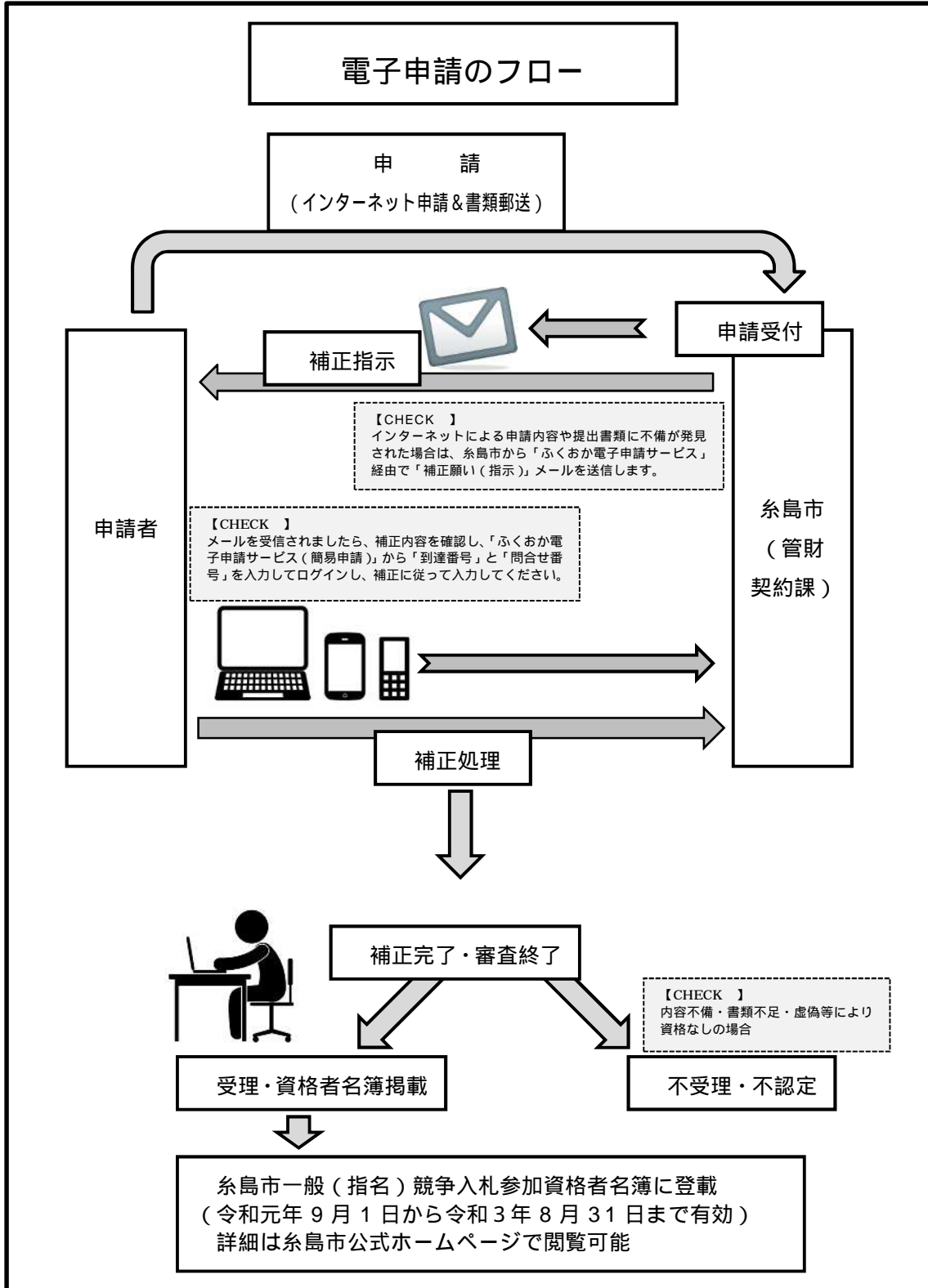
書類関係の不備については、直接、糸島市から連絡を行う場合があります。

インターネット登録内容及び書類申請に重大な過失、虚偽申請や申請漏れ等がある場合は、申請を「差し戻す」ことがあります。その際は、再申請となります。また、その申請書類と申請データは破棄します。

申請内容に変更が生じた場合は、変更届または補正指示により対応します。  
(審査期間中に、代表者が変更等)

上記以外に補正を要すると判断した場合は、個別に連絡を行うことがあります。

～ 申請の流れ～



## 7 競争入札参加資格の認定及び公表

糸島市では、資格の認定は令和元年 9 月 1 日付けで行います。入札参加資格が「有」と審査された方は、「令和元年度 糸島市一般（指名）競争入札参加資格者名簿」に掲載します。また、糸島市より封書で資格通知を行いますので、大切に保管して下さい。

資格名簿は、糸島市役所管財契約課及び糸島市公式ホームページで公表します。個別に郵送はいたしません。

登録内容に変更が生じてもホームページに公表している名簿は改訂はいたしません。

### 【注意事項】（建設工事）

・公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項において経営事項審査（以下「経審」といいます。）を受けることが義務付けられています。また、工事の請負契約を締結することができるのは、経審の結果通知書に記載された審査基準日（決算日）から 1 年 7 ヶ月の間に限られていますので、公共工事を請け負おうとする建設業者は毎年定期的に経審を受けなければなりません。

・指名競争入札について、糸島市指名競争入札参加者指名基準規程に基づき入札参加者を選定しますが、地域要件や地場企業育成の観点から必ずしも指名があるとは限りません。

### 不適格業者の排除について

糸島市では、不良不適格業者を排除することで、公共事業の健全化、地場企業の育成及び公正な競争を確保することを重点課題としています。

つきましては、抜き打ちで調査を実施し、事業所の本店又は支店の機能を有していない者、ペーパーカンパニーと思われる事業所については、糸島市指名停止等措置規程別表第 1 の 1（虚偽記載）に該当するものとして、指名停止措置になる場合があります。

## 8 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の認定を受けた方は、令和元年9月1日から令和3年8月31日までの2ヶ年の間、一般競争入札または指名競争入札の参加資格を有します。

期間中は入札参加資格登録（随時受付）はいたしません。

申請期間中の希望業種の追加または変更はできません。ただし、許認可等の消除による希望業種の取下げはできます。

登録後、吸収合併等により、親会社から子会社に引き継ぐことは可能ですが、暖簾分け等の行為や申告が遅れた場合は、変更できないことがあります。変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

有効期間中に重要な変更が生じた場合（営業所の専任技術者の異動や退職、許認可等の失効、支店本店の移転、従たる営業所の廃止、代表者または委任者の変更等）は、速やかに変更届を提出してください。提出が遅れた場合は、入札に参加できないことがあります。

### 【変更が認められないケース】

- ・いわゆる「暖簾分け」により入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- ・相続により、その者が営業のために使用していた財産の全てを相続した相続人が、当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合、承継の承認申請時期が、前事業主が死亡した日の翌日から起算して5か月を経過しているとき
- ・競争入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産の全てを提供して設立した会社が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合、承継の承認申請時期が、承継人が法務局に法人設立登記をした日の翌日から起算して5か月を経過しているとき

## 10 よくある質問（FAQ）

過去に問い合わせが多かった質問をご紹介しますので、よくご確認いただき、ご質問いただきますようによろしくお願ひします。

### （1）申請項目・様式について

Q1：建設工事は第3希望まで申請してもいいのですか。

A1：糸島市内の本店又は支店等で登録を希望する場合、申請が可能です。

Q2：希望する営業種目に該当する専門分野がありません。どうしたらよいのですか。

A2：建設工事、測量等は類似する営業種目を選び、専門分野に「その他」がある場合は、「その他」を選んでください。物品・役務については、営業種目の「その他」を選んでください。ただし、出来る限り類似する営業種目を選択してください。

Q3：管更生工事は、どの項目に該当しますか。

A3：土木一式工事に該当します。

Q4：解体工事業を希望していますが、「とび・土工工事業」か「解体工事業」のどちらの許可が必要ですか。また、営業種目はどちらで登録すればよいのですか。

A4：令和元年6月1日以降は解体工事業の建設業許可が必要です。ただし、令和元年5月31日までに当該許可を申請している場合は、申請中であることを証明する書類を提出し、許可証が交付され次第速やかに提出してください。

Q5：請負代金が500万円以下の建設工事で、建設業許可が無く、経営事項審査を受けていないが、申請できますか。

A5：糸島市では、全ての建設工事について、「建設業許可を有すること」及び「経営事項審査を受けていること」を資格要件としていますので、申請できません。

Q6：使用印鑑届の会社名記入欄に押印は必要ですか。

A6：不要です。



Q 7 : 印鑑証明の提出は必要ですか。

A 7 : 不要です。

Q 8 : 技術者名簿は、糸島市指定の様式はありますか。

A 8 : 指定の様式はありません。経営事項審査で提出された技術者名簿（建設業法施行規則 別記様式第 25 号の 11 別紙 2（20005 帳票））の写しで構いません。申請者独自の様式がある場合は、同様の情報を記載してください。

Q 9 : 支店で登録する場合、技術者名簿は委任先だけでよいですか。

A 9 : 委任先だけで構いません。PDF ファイルを添付してください。

Q 10 : 会社の規模が大きく、技術者名簿に掲載された技術者数が 7,000 人程います。全て提出しなければなりませんか。また、個人情報が含まれているので、出せないことがあります。

A 10 : 個人情報については、黒塗りしても構いませんが、氏名と資格だけは残してください。登録する支店の技術者だけでも支障ありません。

Q 11 : 技術職員名簿は、希望する営業種目だけでよいですか。

A 11 : 構いません。

Q 12 : 技術者が第 1 希望または第 2 希望で重複してもよいですか。

A 12 : 構いません。

Q 13 : 技能検定職員とは何ですか。

A 13 : 職業能力開発促進法に基づいた技能試験に合格した技術者を指します。

Q 14 : 障がい者雇用の報告義務がある者とそうでない者の基準は何ですか。

A 14 : 常時雇用人数が 45.5 人以上（民間企業の法定雇用率 2.2% で計算上 1 名以上になる場合も含む。）の事業所は報告の必要があります。

Q 15 : 男女共同参画推進状況報告書は糸島市外の業者でも必要ですか。

A 15 : 申請者全員が対象となります。

Q 1 6 : 財務諸表の対象を教えてください。

A 1 6 : 財務諸表は、個人と法人で対象が異なります。

個人の方で、平成 30 年分確定申告書を「青色申告」された方は、平成 30 年分所得税青色申告決算書の「損益計算書」、「貸借対照表(資産負債調)」を、そうでない方は「平成 30 年分収支内訳書」を提出してください。

法人については「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本金変動計算書」を提出してください。

また、様式については、P 47 ~ P 49 を参照してください。

Q 1 7 : 希望営業種目契約実績の発注機関が法人税法別表 1 ( P 5 9 参照 ) に該当する項目ではないが、準ずる団体等がありますか。

A 1 7 : 官公庁の出資が 1 0 0 % であれば、財団法人等も実績として認めています。

Q 1 8 : 新規事業として立ち上げたばかりで、初年度で決算日が到来していない。財務諸表や決算書の作成ができない。どうすればよいですか。

A 1 8 : 経営の健全状況を知る必要があります。財務諸表に代わるもの、または見込み額等で示してください。

## ( 2 ) 電子申請サービスについて

Q 1 9 : 電子メールのアドレスは、どのアドレスを使用したらよいですか。

A 1 9 : 行政書士等が代理で申請される場合は、行政書士のメールアドレスで構いませんが、登録後、2 年間はこのメールアドレスを使用します。基本的には、書類を作成した人のメールアドレスを入力してください。行政書士の場合は、申請者氏名に必ず「行政書士」と記入してください。申請時のみ行政書士が代行する場合は、電子申請の上から 2 番目のメールアドレス入力項目に今後、窓口となりうる人のアドレスを入れてください。

Q 2 0 : 電子申請ができる環境がありません。どのようにしたらよいですか。

A 2 0 : 糸島市では、今後インターネットを中心に作業をしていただくこととなります。お手数ですが、電子申請が出来る環境を準備していただくか、各種組合または協会、商工会、行政書士等を活用してください。

Q 2 1 : 添付ファイルは自社の名称に変更したらよいですか。

A 2 1 : 初期状態のまま添付してください。

Q 2 2 : 希望営業種目契約実績が無い場合は、どのように入力したらよいですか。

A 2 2 : 上段左隅(セル番号「A 1 4」)に「実績なし」と入力し、添付後、送信してください。

Q 2 3 : 希望営業種目契約実績をどのように入力したらよいですか。

A 2 3 : 水色のセルのみ入力可能です。セルを選択すると入力条件や記入例が表示されますので文字数制限に注意してください。全角1文字で半角2文字分の入力ができます。また、契約内容については、できる限り簡潔に入力してください。契約名称が長い場合は、地区名、年度、査定番号、発注番号等は省略しても構いません。

Q 2 4 : ホームページ上のEXCELやPDFが展開できません。

A 2 4 : 御社のセキュリティーソフトやサーバー管理者のセキュリティー権限によりダウンロード等に制限が課せられていることがあります。また、他のアプリケーション等が干渉することがあり、拡張子が「.xlsx」が勝手に「.zip」や「.html」に変更されることがあります。IEのバージョン等を確認してください。「拡張子を変更する」等により対応してください。

Q 2 5 : 申込完了画面を印刷する前に画面を閉じてしまった。どうしたらよいですか。

A 2 5 : 「問合せ番号」と「到達番号」のどちらかが判れば対応できます。管財契約課までご連絡ください。

Q 2 6 : 電子申請を送信しているが、時間がかかります。送信に何等かのトラブルがあり、適切に送信されたか不安です。

A 2 6 : 送信先のホストサーバーが添付されたファイル(EXCELやPDF)のウイルススキャンを自動で行い、処理が完了するまでに時間がかかります。また、アクセスが集中すると処理速度が低下しますが、故障やサーバーダウン等ではありません。

### (3) 税について

Q 2 7 : 「市税の未納のない証明」について教えてください。

A 2 7 : 今回（令和元年度）の申請から、糸島市内の本店・支店等で登録を希望する場合にのみ、提出していただくように変更しています。法人の場合、代表者個人の証明書（本店・支店を問いません）も提出してください。

なお、糸島市以外の自治体（福岡県、福岡市、大野城市等）の証明書は不要です。

Q 2 8 : 市内の支店で登録する場合は、本店分の糸島市税の未納のない証明書も必要ですか。また、写しでよいですか。

A 2 8 : 今回（令和元年度）の申請から糸島市内の本店・支店等で登録を希望する場合にのみ、提出していただくように変更しています。糸島市内の支店等で登録を希望する場合、糸島市外の本店分は必要ありません。証明書は写しで構いません。ただし、有効期間は発効日から3ヶ月となっていますので、ご注意ください。

Q 2 9 : 本店または支店が糸島市にありますが、法人市民税を納付していません。どのように手続きを開始したらよいですか。

A 2 9 : 速やかに法人設立届を糸島市役所税務課に提出してください。

なお、提出できない場合は、糸島市内業者として入札参加に関する優遇を受けることができません。

Q 3 0 : 消費税及び地方消費税の納税証明書は写しでよいですか。

A 3 0 : 構いません。ただし、原本を提出された場合は返却できません。

Q 3 1 : 消費税及び地方消費税の納税証明書は、その3、その3の2、その3の3の様式がありますが、全て提出しなければなりませんか。

A 3 1 : どれも消費税及び地方消費税の納税に関することが記載されているので、どの様式でも構いません。

（その3：消費税、その3の2：消費税及び所得税、  
その3の3：消費税及び法人税）

### (4) その他

Q 3 2 : 経営事項審査（以下「経審」）はいつ以降のものが有効ですか。

A 3 2 : 糸島市の登録基準日は「令和元年9月1日」からになりますので、審査基準日が「平成30年2月28日」以降のものが有効となります。

Q 3 3 : 経審が決算日及び審査日程の関係で提出が間に合わない。どうしたらよいですか。

A 3 3 : 経審の審査を受けていることが判る書類（申請書に受付印があるもの）の写しを添付してください。ただし、「令和元年8月31日」までに提出されない場合は、登録ができない場合や入札等に参加できない場合がありますのでご注意ください。

Q 3 4 : 基準日が平成30年2月28日よりも以前の経審は無効であるが、申請中で、近日中に結果が判ります。電子申請の入力はどうしたらよいか。

A 3 4 : Q 3 3 を参照してください。また、電子申請の入力は予定審査基準日とし、評価値は「0」を入力してください。

Q 3 5 : 経審申請時の技術者数と当申請時の技術者数が異なる場合の対応はどうしたらよいですか。

A 3 5 : 現時点の技術者数を優先します。経審で提出された技術者名簿に変更した箇所を朱書きで提出してください。

Q 3 6 : 行政処分措置を受けている場合は、どのようにしたらよいですか。

A 3 6 : 以下の事案の場合は、速やかに管財契約課に報告して下さい。場合によっては、登録できないことがあります。

- ・ 営業の休止、再開、廃業したとき
- ・ 営業停止命令を受けたとき
- ・ 金融機関から取引を停止されたとき
- ・ 代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人および破産者で復権を得ない者（特別な事情は除く。）となったとき
- ・ 事業主が死亡したとき
- ・ 法人を解散したとき、または合併したとき
  
- ・ 会社更生法、民事再生法等に基づく申立を行ったとき、または、手続き開始の決定があったとき

- ・役員または使用人などが法令に違反するなど不正行為により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
- ・監督行政庁から行政処分を受けたとき
- ・独占禁止法の規定による勧告、または、課徴金納付命令を受けたとき
- ・糸島市内において、工事等の公衆災害や事故を起こしたとき
- ・国、福岡県から指名停止等の措置を受けたとき

Q 3 7 : M L A Pとはどういう意味ですか。

A 3 7 : M L A Pとは特定計量証明事業者認定制度といい、ダイオキシン類のごく微量の物質でも環境に与える影響が大きいものについて、正確に濃度を計量できる技術を有する事業者を認定する制度です。測量等で専門分野が諸調査を希望する申請に該当します。

Q 3 8 : 決算書が日程の関係上出せません。また、株主総会後でないとい情報が出せません。どうしたらよいですか。

A 3 8 : 決算書等が間に合わない場合は、前年度の決算書を提出してください。ただし、前年度と大幅な経常利益の減額、流動負債の増加等がある場合は、新しい決算書または理由書等を添付してください。

Q 3 9 : 近日中に代表者等（商号や本店又は支店の所在地）を変更する予定または見込みがありますが、どのように申請したらよいですか。

A 3 9 : 申請時点の代表者で提出し、変更となった後、速やかに糸島市ホームページ（「企業・事業者」「入札・契約情報」「申請・様式」「契約・入札様式」にある「入札参加資格審査申請書変更届」（以下「変更届」という。）を提出してください。ただし、登録基準日（令和元年9月1日）までに法人登記簿や定款等で確実に処理が完了する見込みがある場合は、新しい情報で申請してください。

Q 4 0 : 現在の登録情報を変更していなかった。どうしたらよいですか。

A 4 0 : 現在の登録情報を変更しますので、変更届と申請書の両方を提出してください。

Q 4 1 : 本店登録から支店（委任先）登録にしたい。手続きはどのようにしたらよいですか。また、支店を糸島市に設立した場合のメリットはありますか。

A 4 1 : 変更届を提出してください。また、支店を糸島市内に開設した場合は、事業所としての実態、常時従業員の配置、市税の納税状況等を確認後、優先的に指名を受けることができます。経営状況の健全度や契約の履行状況等を一定期間確認して判断いたします。

Q 4 2 : 書類に不備があるまま郵送してしまった。どうしたらよいですか。

A 4 2 : 事前にお知らせください。また、軽微な不備であれば、メールまたは電話で指示します。不備が多い場合は受理できないことがあります。また、申請期限直前に不備があった場合は、期限が間に合わないことがあります

Q 4 3 : 電子申請後、書類はすぐに郵送する必要はありますか。

A 4 3 : 申請後、速やか（3日以内）に郵送してください。

Q 4 4 : 当社では受付の控えを必要とします。どのようにしたらよいですか。

A 4 4 : 今回（令和元年度）の申請から、返信用ハガキによる受付確認は行いません。受付完了時には、受付確認メールを送信しますので、電子申請時に入力するメールアドレスを確認してください。（入力を誤ると受付メールも届きませんのでご注意ください。）

Q 4 5 : 次回の募集はいつですか。

A 4 5 : 資格名簿は9月1日から2年間有効です。受付は2年後の6月を予定しています。

Q 4 6 : 入札参加資格申請の追加募集は行っていますか。

A 4 6 : 糸島市では追加募集（随時受付）は行っていない。

Q 4 7 : 入札参加資格者名簿はいつ頃ホームページで掲載されますか。

A 4 7 : 令和元年9月上旬に掲載します。

Q 4 8 : 代表者の変更や委任先の住所等の登録内容を変更したが、公表されている入札参加資格者名簿の内容は変更されますか。

A 4 8 : 変更届で受理した内容は、随時、反映されますが、公表している有

資格者名簿は2年間修正しません。

Q 4 9 : 作成上の留意点はありますか。

A 4 9 : 提出書類確認表にある項目かつ糸島市指定様式で提出し、独自の様式や国、福岡県または他の自治体の様式を使用しないでください。



## 10 資料編

### 糸島市契約事務規則

#### 糸島市契約事務規則

平成 22 年 1 月 1 日

規則第 60 号

改正 平成 23 年 3 月 31 日規則第 11 号

平成 23 年 8 月 10 日規則第 19 号

平成 26 年 3 月 11 日規則第 18 号

平成 26 年 3 月 20 日規則第 40 号

平成 28 年 3 月 24 日規則第 16 号

平成 28 年 3 月 29 日規則第 21 号

#### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 一般競争入札（第 4 条—第 14 条）
- 第 3 章 指名競争入札（第 15 条—第 17 条）
- 第 4 章 随意契約（第 18 条—第 20 条）
- 第 5 章 契約の締結（第 21 条—第 24 条）
- 第 6 章 契約の履行（第 25 条—第 32 条）
- 第 7 章 雑則（第 33 条）

#### 附則

##### 第 1 章 総則

##### （趣旨）

第 1 条 糸島市の契約に関し必要な事項は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

##### （定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。
- (2) 政令 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）をいう。
- (3) 各部長 市長事務部局の部長・室長、福祉事務所長、議会事務局長、教育部長、担当部長及び消防長
- (4) 各課の長 市長事務部局の課長、参事、企画監及び担当課長並びに議会事務局の課長並びに教育委員会事務部局の課長、参事、企画監及び担当課長並びに会計課長並びに消防本部の課長並びに選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の事務をつかさどる課の長をいう。
- (5) 契約担当者 市長又は次条の規定により契約を締結する権限を委任された者をいう。  
（平 23 規則 11・平 28 規則 21・一部改正）

##### （市長の権限の委任）

第 3 条 市長は、別に定めのあるもののほか、各部長及び各課の長に対して、当該各部課の所管に属する事務で配当を受けた歳出予算の範囲内で売買、貸借、請負その他の契約を締結することを委任することができる。

##### 第 2 章 一般競争入札

##### （入札参加者の資格の公示等）

第 4 条 市長は、政令第 167 条の 5 の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、これを公示するものとする。

(入札の公告)

第5条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、法令に定めのあるもののほか、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに掲示その他の方法により、その旨を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告には、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札に必要な書類を示すべき場所
- (4) 入札、開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他必要な事項

(入札保証金)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者の納付すべき入札保証金の額は、その者の見積る契約金額の100分の5以上の額(インターネットを利用して市の公有財産及び物品の売払いを行うシステム(以下「公有財産売却システム」という。)による入札にあっては、予定価格の100分の10以上の額)とし、入札前に納付しなければならない。

2 政令第167条の7第2項に規定する担保は、市長が確実に認める金融機関(公有財産売却システムによる入札にあっては、公有財産売却システムを運営する事業者)の保証とする。

3 入札保証金は、落札者決定の後還付しなければならない。ただし、落札者の入札保証金については、還付しないで契約保証金に充当することができる。

(平23規則11・平28規則16・一部改正)

(入札保証金の全部又は一部の免除)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 一般競争入札に参加しようとする者が、政令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により市長が定める資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 公有財産売却システムによる入札において、予定価格が10万円未満であるとき。

(平23規則11・平28規則16・一部改正)

(予定価格の作成)

第8条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。

(予定価格書)

第9条 契約担当者は、入札に付する事項の予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かななければならない。ただし、入札前に予定価格を公表する場合には、封書にすることを要しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる入札にあっては、入札に付する事項の予定価格を記載した書面の作成を要しないものとする。

(平23規則11・一部改正)

(入札)

第 10 条 入札は、1 件ごとに入札書を 1 通作成しなければならない。ただし、公有財産売却システムによる入札にあっては、当該システムに必要事項を登録することにより入札書に代えることができる。

2 代理人による入札の場合、入札の前に委任状を提出させなければならない。

(平 23 規則 11・一部改正)

(入札の執行の取消し又は執行中止)

第 11 条 契約担当者は、一般競争入札を行うに当たり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき、又は天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を取り消し、又は中止することができる。

(無効とする入札)

第 12 条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のないものとした入札

(2) 入札書が所定の日時までに到着しない入札

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札

(4) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札

(5) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札

(6) 入札書に入札書記載の金額、入札者の氏名及び押印(公有財産売却システムによる入札にあっては、押印を要しないものとする。)のない入札又はこれらが分明でない入札

(7) 入札書記載の金額を訂正した入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

(平 23 規則 11・一部改正)

(落札の通知)

第 13 条 契約担当者は、落札者が決定したときは、直ちに口頭又は書面(公有財産売却システムによる入札にあっては、電子メール)をもってその旨を落札者に通知するとともに、落札者に対し契約締結についての必要事項を通知しなければならない。

(平 23 規則 11・一部改正)

(せり売り)

第 14 条 第 4 条から第 9 条まで、第 11 条及び前条の規定は、せり売りの場合に準用する。

第 3 章 指名競争入札

(入札参加者の資格及び公示)

第 15 条 市長は、政令第 167 条の 11 第 2 項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示するものとする。

(入札者の指名)

第 16 条 市長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、競争入札有資格者名簿に登録された者のうちから市長が定める指名基準に基づき原則として 4 人以上の入札参加者を指名するものとする。

2 前項の場合においては、第 5 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第 17 条 第 6 条から前条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、第 7 条第 3 号中「第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2」とあるのは、「第 167 条の 11 第 2 項」と読み替えるものとする。

(平 28 規則 16・一部改正)

#### 第4章 随意契約

##### ( 随意契約 )

第18条 契約担当者は、次に掲げる場合は、随意契約によることができる。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の場合にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものとするとき。
- (2) 政令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に該当するとき。

2 政令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約を締結した後において、契約の相手方の名称及び所在地、契約の名称、契約履行の場所、契約期間、契約金額並びに随意契約の相手方とした理由について、速やかに公表すること。

( 平23規則19・一部改正 )

##### ( 予定価格 )

第19条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第8条及び第9条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

##### ( 見積書の徴収 )

第20条 契約担当者は随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

#### 第5章 契約の締結

##### ( 契約書の作成 )

第21条 契約担当者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 契約書には、契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項のほか次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約保証金
- (3) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 権利義務の譲渡等の禁止
- (6) 危険負担及び瑕疵担保責任
- (7) 監督及び検査
- (8) 暴力団の排除に関する事項
- (9) その他必要な事項

3 市長は、必要があるときは、前2項の規定により標準となるべき契約書の書式を定めるものとする。

4 契約担当者は、前項の書式が定められたときは、当該書式に準拠して契約書を作成しなければならない。

( 平26規則40・一部改正 )

( 契約書の省略及び請書 )

第 22 条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定による契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が 50 万円以下の契約をするとき。
- (2) 物件を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
- (3) 物件を購入する場合において、直ちに現物の検収ができるとき。
- (4) せり売りにするとき。
- (5) 国若しくは独立行政法人、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体若しくはその他公共団体と契約するとき。

2 契約担当者は、前項の規定により契約書の作成を省略する場合には、請書を徴するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、契約金額が 30 万円未満の場合は、見積書をもって契約書に代えることができる。

( 平 26 規則 18 ・ 一部改正 )

( 契約保証金 )

第 23 条 政令第 167 条の 16 第 1 項の規定により本市と契約を締結する者の納付すべき契約保証金の額は、当該契約金額の 100 分の 10 以上の額 ( 公有財産売却システムによる入札にあっては、当該入札により納付した入札保証金の額 ) とし、契約の締結前に納付しなければならない。

2 政令第 167 条の 16 第 2 項において準用する政令第 167 条の 7 第 2 項に規定する担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が确实と認める金融機関の保証
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律 ( 昭和 27 年法律第 184 号 ) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- (3) 公有財産売却システムを運営する事業者の保証

3 契約保証金は、契約の履行後還付する。ただし、公有財産又は物品を売り払う契約に係る契約保証金を売払代金に充当するときは、この限りでない。

( 平 23 規則 11 ・ 一部改正 )

( 契約保証金の全部又は一部の免除 )

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社が本市と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第 4 条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に国 ( 独立行政法人を含む。 ) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者についてその者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 公有財産の売払いの契約において、政令第 169 条の 7 第 2 項の規定により确实な担保を徴して売払代金の延納の契約をしたとき。
- (6) 国若しくは独立行政法人、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体若しくはその他公共団体と契約するとき。
- (7) 契約の性質又は目的により、契約保証金を納付させる必要がないと市長が認めるとき。

## 第6章 契約の履行

### (監督職員)

第25条 法第234条の2第1項に規定する監督は、当該事務の主管する各課の長又はその命じる者(以下「監督職員」という。)がこれを行うものとする。

(平28規則21・一部改正)

### (監督及び指示)

第26条 前条に規定する者は、必要があるときは、契約上の業務の履行について、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

2 契約の相手方は、契約上の義務の履行について、市長及び監督職員の指示に従わなければならない。

### (検査職員の職務)

第27条 市長から検査を命じられた職員(以下「検査職員」という。)は、当該請負契約についての給付の完了の確認(部分払を行う場合の既済部分の確認を含む。)について、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について、検査を行わなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認(部分払を行う場合の既済部分の確認を含む。)について、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 検査職員は、前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができる。

4 検査職員は工事の請負契約については、完了の通知を受領した日から14日、その他の契約については、完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

5 検査職員は、検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。ただし、当該契約金額が30万円を超えない契約に係る検査については、請求書等の表面余白に契約履行確認の旨並びに年月日及び氏名を記載し、押印することをもって検査調書の作成に代えることができる。

6 検査職員は、検査の結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものと認めるときは、その旨及びこれに必要な措置を契約の相手方に通知しなければならない。

### (監督の職務と検査の兼職禁止)

第28条 検査職員は、特別の必要があるときを除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

### (監督及び検査の委託)

第29条 前3条の規定は、政令第167条の15第4項の規定により市の職員以外の者に監督又は検査を委託した場合に準用する。

### (契約の変更)

第30条 契約の相手が天災事変その他やむを得ない理由により履行期間内に義務の履行ができない場合には、契約を変更することができる。

2 市長は、市の都合により必要があると認めるときは、契約内容及び履行期間の変更並びに履行の全部又は一部の中止をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用等を市が負担するものとする。

3 前2項の規定により契約を変更した場合は、請書を提出しなければならない。

4 第2項の規定により設計変更をした場合は、当初設計金額に対する契約金額の割合に応じて契約金額を変更するものとする。ただし、1円未満の端数は、切り捨てる。

( 契約の解除 )

第 31 条 市長は、市の都合により必要があると認めるとき、又は契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は履行期間内に履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 関係法令、規則等の規定に違反したとき。
- (3) 居住不明となったとき。
- (4) 契約の履行に当たって、市長が任命した監督職員の当該契約に定めるところによる指示に従わなかったとき、又はその職務執行を妨害したとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 前条第 2 項の規定による契約内容の変更のため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 前条第 2 項の規定による履行の一時中止期間が履行期間の 2 分の 1（履行期間の 2 分の 1 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の履行が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

3 市長は、前 2 項の規定に該当して契約が解除された場合には、検査に合格した既済部分を市の所有とし、設計単価に基づき算出して得た既済部分の額に設計金額に対する契約金額の割合を乗じて得た額を代価として支払うことができる。

4 市長は、第 1 項の規定に基づき市の都合により行う契約の解除及び第 2 項の規定による契約の解除で契約の相手方に損害が生じた場合において必要があると認められるときは、前項に規定する代価のほか、その損害額を支払うことができる。

( 平 26 規則 40 ・ 一部改正 )

( 部分払の限度額 )

第 32 条 契約担当者は、請負契約に当たっては、その既済部分に対する代価の 10 分の 9、物件の買入れその他の契約に当たっては、その既納部分に対する代価を超えない範囲内で部分払をすることができる。ただし、その性質上可分の請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の範囲内とするものとする。

2 前金払をしたときにおける部分払の額は、前項の規定により部分払をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

3 前 2 項の規定により部分払のできる回数は、別に定めるところによる。

第 7 章 雑則

( 補則 )

第 33 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の前原市財務規則(昭和62年前原市規則第8号)、二丈町財務規則(昭和63年二丈町規則第1号)若しくは志摩町財務規則(平成13年志摩町規則第22号)又は解散前の糸島地区消防厚生施設組合財務規則(昭和47年糸島地区消防厚生施設組合規則第 号)(以下これらを「合併等前の規則」という。)の規定に基づいてされた契約に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

3 この規則の規定中期間に係る規定は、合併等前の規則の規定に基づき経過した期間を通算する。

附 則(平成23年3月31日規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月10日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月11日規則第18号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日規則第40号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第21号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第18条関係)

1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の購入	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円



## 糸島市指名競争入札参加資格等に関する規程

### 糸島市指名競争入札参加資格等に関する規程

平成 22 年 1 月 1 日

告示第 22 号

改正 平成 26 年 3 月 20 日告示第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、糸島市が施行する建設工事、建設工事に附帯する工事及び測量、調査、設計、業務等の委託並びに物品購入(以下「建設工事等」という。)に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格及び手続等に関する事項を定めるものとする。

(申請)

第 2 条 指名競争入札に参加しようとする者は、市長が定める期間内に別に定める必要な書類を添え市長に申請しなければならない。

(1) 申請期間は、隔年ごとの 6 月 1 日から同年 6 月 30 日までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(2) 有効期間は、当該申請年度の 9 月 1 日から 2 年間とする。

(指名競争入札に参加できない者)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当するときは、指名競争入札に参加することができない。

(1) 建設工事については、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項の建設工事を営む者で、法第 3 条第 1 項の許可(以下「許可」という。)を受けていないもの

(2) 建設工事については、法第 27 条の 23 第 1 項の規定による審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者

(3) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を限度として市長が定める期間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(4) 営業に関し、許可、認可又は登録等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 申請に必要な書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(平 26 告示 50・一部改正)

(指名競争入札に参加する者に必要な資格)

第 4 条 市長は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について、前条各号の規定に該当するか否かを審査し、業種別に指名競争入札に参加する資格を定める。

(1) 建設業者にあつては、経営事項審査、工事成績及び信用度等を総合勘案し、次に掲げるところにより等級別に格付し、各等級に対応する工事について、入札に参加する者を定める。

ア 土木一式工事については、A 等級から D 等級まで

イ 建築一式工事については、Aa 等級から D 等級まで

(2) 新規申請又は新規許可に係る建設業者の等級は、最下位等級に格付するものとする。ただし、事業承継又は組織変更等による新規許可に係る建設業者は、この限りでない。

(3) その他の業者の場合の等級格付は、行わないものとする。

(競争入札参加資格審査結果の通知)

第5条 市長は、第2条に規定する関係書類の提出があったときは、競争入札に参加する者に必要な資格の基準により審査し、参加資格の有無を決定し、その結果を当該申請者に通知する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の前原市指名競争入札参加資格等に関する規程(平成7年前原市告示第57号)、二丈町指名競争入札参加資格に関する規程(昭和63年二丈町告示第14号)若しくは志摩町が施工する建設工事等の請負契約に係る指名競争入札に参加するものに必要な資格(昭和63年志摩町告示第11号)又は解散前の糸島地区消防厚生施設組合が施工する建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(昭和56年糸島地区消防厚生施設組合告示第4号)の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成26年3月20日告示第50号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

## 糸島市指名競争入札参加者指名基準規程

### 糸島市指名競争入札参加者指名基準規程

平成 22 年 1 月 1 日

告示第 23 号

改正 平成 24 年 7 月 4 日告示第 167 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、糸島市契約事務規則(平成 22 年糸島市規則第 60 号)第 16 条第 1 項の規定に基づき、指名競争入札参加者の指名基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名の対象)

第 2 条 建設工事の請負契約について指名競争入札を行うに当たっては、競争入札有資格者名簿に登録された者のうちから当該工事の種別及び等級に対応する有資格者の中から指名するものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

(指名する者の数)

第 3 条 工事の請負契約については、当該工事の種別及び請負工事標準額に応じ別表第 1 に定める数の者を指名するものとする。ただし、特別な技術を要する等の理由により当該工事を施工できる有資格者の数が限られているときは、この限りではない。

2 指名競争入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、前項本文の規定により指名する者に必要な数の者を加えて指名することができる。

(平 24 告示 167・一部改正)

(指名の基準)

第 4 条 工事の請負契約については、次に掲げるところにより指名選定するものとし、指名が特定の有資格者に偏らないように受注機会を公平にするものとする。

- (1) 信用状態
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 工事の実績及びその適性能力
- (4) 手持ち工事の状況及び指名状況
- (5) 当該工事に対する適応性
- (6) 暴力行為及び不当行為の有無

2 土木一式工事及び建築一式工事の等級別格付基準は、別表第 2 の工事別格付基準表によるものとする。ただし、次に該当する場合には、運用基準の範囲内で直近の上位及び直近の下位の等級に属する有資格者のうちから指名することができるものとする。

- (1) 工事の性質上急を要するとき。
- (2) 当該工事の等級区分に対応する有資格者が総数的に不足するとき。
- (3) 施行地区及び地理的状況から当該工事が有利に施行されるとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(補則)

第 5 条 製造の請負、物品購入、業務委託及びその他の契約について、指名競争入札を行う場合も可能な限りこの告示の例により指名するものとする。

附 則

この告示は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 4 日告示第 167 号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

請負工事標準額	工事の種別	土木一式及び建築一式	その他
20,000万円以上		10者以上	8者以上
20,000万円未満 10,000万円以上		7者から10者	5者から8者
10,000万円未満 5,000万円以上		6者から8者	4者から7者
5,000万円未満		4者から7者	4者から7者

別表第2（第4条関係）

工事別格付基準表

(1) 土木一式工事

業者等級区分及び基準数値		請負工事標準額
等級	資格審査による総合数値	
A	940点以上	5,000万円以上
B	720点以上 940点未満	2,000万円以上 5,000万円未満
C	550点以上 720点未満	500万円以上 2,000万円未満
D	550点未満	500万円未満

(2) 建築一式工事

業者等級区分及び基準数値		請負工事標準額
等級	資格審査による総合数値	
Aa	820点以上	15,000万円以上
A	700点以上 820点未満	9,000万円以上 15,000万円未満
B	610点以上 700点未満	4,500万円以上 9,000万円未満
C	520点以上 610点未満	1,200万円以上 4,500万円未満
D	520点未満	1,200万円未満

（連絡先は次ページにあります）

## 1 1 問合せ先

### 【問合せ・書類郵送先】

提出書類、申請方法、申請要領、ホームページや糸島市広報の記載事項等に関する問合せは、公表日から令和元年6月28日まで（土日祝日は除く）

インターネット電子申請に関する問合せは、令和元年6月1日から令和元年6月28日まで（土日祝日は除く）

問合せ時刻（と共通）8：30～12：00 / 13：00～17：15

〒819 - 1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号（第二庁舎2F）

糸島市役所 総務部 管財契約課 契約検査係

電話番号：092 - 323 - 1111（代表）

092 - 332 - 2103（直通）

ファックス：092 - 324 - 8355

糸島市公式ホームページURL：<http://www.city.itoshima.lg.jp>

糸島市役所管財契約課 e-mail：[kanzaikeiyaku@city.itoshima.lg.jp](mailto:kanzaikeiyaku@city.itoshima.lg.jp)

郵送書類の到達確認に関する問合せは受け付けません。

申請処理状況に関する問合せは受け付けません。

訪問による質疑等の対応は行いません。

メールで質疑される際による問合せは事前に電話連絡をお願いします。

### （糸島市役所周辺見取り図）

